

商品先物取引業者等検査マニュアル

令和元年9月

農林水産省大臣官房検査・監察部調整・監察課

同 検査課

経済産業省商務情報政策局商取引監督課

改正経緯

平成23年 1月 8日 制定・施行

平成24年11月16日 改正 同年12月 1日 施行

平成25年 3月29日 改正 同年 4月 1日 施行

平成26年 6月23日 改正 同年 7月 1日 施行

平成27年 5月29日 改正 同年 6月 1日 施行

平成29年 6月30日 改正 同年 6月30日 施行

令和 元年 9月 4日 改正 同年 9月 4日 施行

商品先物取引業者等検査マニュアル

【目次】

構成図

I 基本的考え方	1
1. 背景	1
2. 検査担当部署の役割	1
II 商品先物取引業者等のあるべき姿	3
1. 経営管理態勢	3
2. 法令等遵守態勢	3
3. 内部管理態勢	4
4. リスク管理態勢	4
5. 危機管理態勢	5
6. 監査態勢	5
III 検査マニュアル(確認項目)	7
III-1-1 態勢編・基本的確認項目	10
1. 経営管理態勢	10
(1) 牽制機能	10
(2) 経営方針等	10
(3) 経営体制	11
(4) 監査役会等	11
(5) 会議録等	11
(6) 業務運営への取組	12
2. 法令等遵守態勢	12
(1) 経営陣の取組	12
(2) 実践計画、行動規範	13
(3) 法令等担当部門等の設置	13
(4) 法令等遵守意識の徹底	14
(5) 社内規程の策定	14
3. 内部管理態勢	14
(1) 内部管理部門の役割等	14
(2) 内部管理業務の運営等	15
(3) 内部管理担当者の設置	16
(4) 内部管理担当者の役割	16
(5) 訴訟等への対応	16
(6) 顧客情報の保護	16
(7) 事務部門の設置	17
(8) 事務部門の役割	17
(9) 事務規程の整備	18

(10) 外部委託業務の管理	18
4. 危機管理態勢	18
5. 監査態勢	19
(1) 内部監査部門の設置	19
(2) 内部監査の位置付け	19
(3) 内部監査規程の整備	20
(4) 内部監査計画等の策定	20
(5) 内部監査業務の運営	20
(6) 外部監査の活用	21
(7) 内部監査機能の充実	22
(8) 監査結果の取扱い	22
III-1-2 態勢編・個別的確認項目	23
1. 内部管理態勢	23
(1) 内部管理部門の責任者等	23
(2) 取引管理・審査態勢の整備	23
(3) 受託管理態勢の整備	24
(4) 法令等遵守状況の検証態勢の整備	24
(5) 業務運営状況	26
(6) 委託者等との苦情等処理体制の構築	26
(7) 分離保管等	27
(8) 電子取引	28
(9) 情報管理	29
2. リスク管理態勢	29
(1) 取締役等の認識及び役割	29
(2) リスク管理手法及び規程の整備	30
(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割	31
(4) リスク管理部門の独立性	31
3. 純資産額規制関連リスクの管理態勢	32
(1) 純資産額規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割	32
(2) 純資産額規制比率を管理する者等の役割	32
(3) 純資産額規制比率に係るリスク相当額の管理状況	33
4. システムリスク管理態勢	33
(1) システムリスクに対する認識等	33
(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立	33
(3) 安全対策の整備	33
(4) システム統合	35
(5) 障害発生時の対応	35
(6) コンテンジエンシープラン	36
(7) 外部委託先管理	36
(8) システム監査	37

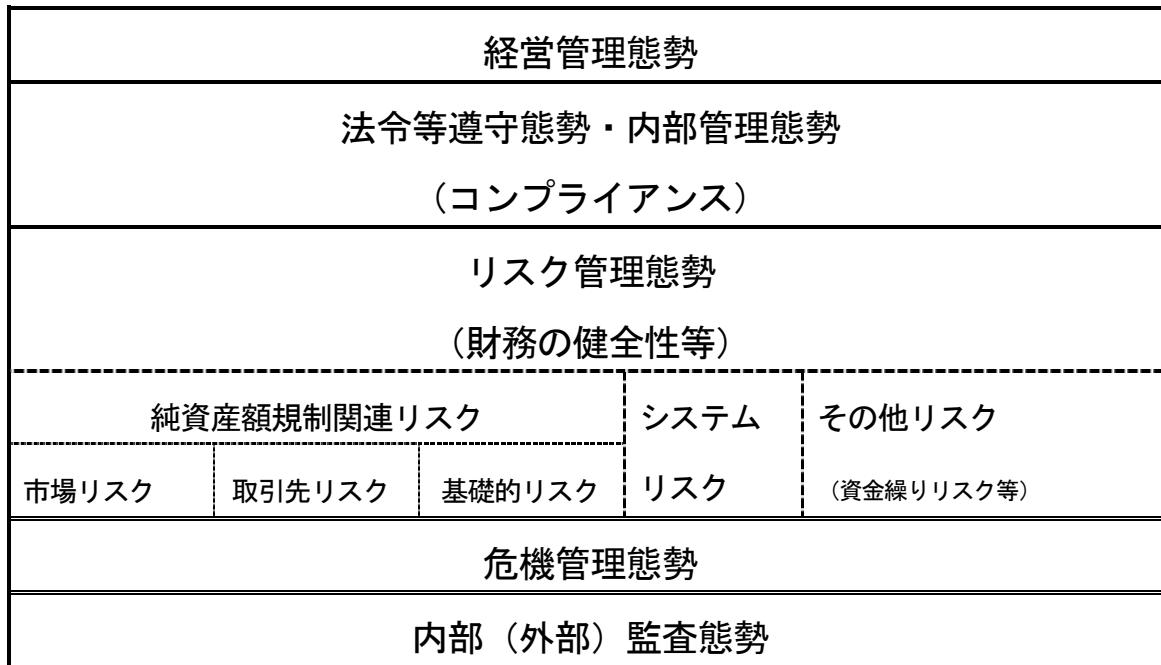
5. その他リスク管理態勢	37
(1) 取締役等の認識及び役割	37
(2) 適切な資金繰りリスク管理態勢の確立	38
(3) 情報開示	39
(4) グループリスク管理	39
6. 監査等態勢	40
III－2－1 業務編・基本的確認項目	41
1. 基本的態度に係る着眼事項	41
2. 内部管理	41
(1) 基本的事項の検証	41
(2) 勧誘等の状況の検証	42
(3) 書面の交付等及び説明状況の検証	42
(4) 広告審査等の状況の検証	42
(5) 不公正取引等の確認状況の検証	42
3. 委託者等情報の管理	42
4. 取引時確認等	43
5. 反社会的勢力への対応	46
III－2－2 業務編・個別的確認項目	48
1. 営業姿勢等	48
(1) 適合性の原則遵守	48
(2) 勧誘等の状況	48
(3) 書面の交付状況等	51
(4) 広告審査等の状況の検証	53
(5) 勧誘資料	53
(6) 顧客への対応	53
2. 営業状況	54
3. 電子商品取引業務	55
(1) 顧客管理	55
(2) 安全対策	56
4. 分離保管等業務	56
(1) 顧客財産の分離保管等の措置	56
(2) 商品市場における取引に関する委託者財産の保全措置	56
(3) 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する 委託者等財産の保全措置	57
5. 内部管理	58
(1) 法令上の手続等	58
(2) 不公正取引等	58
(3) 約定訂正等	59
(4) 事務処理の適切性	59
(5) 広告審査	60

(6) 商品先物取引仲介業者の監督	60
6. 財産・経理	60
(1) 純資産額の算出に関する検査の方法	60
(2) 純資産額の算出方法	64
7. 純資産額規制比率等	64
(1) 基本的項目	64
(2) 補完的項目	64
(3) リスク相当額	65
(4) 純資産額規制比率の算出及び把握	65
(5) 純資産額規制比率の報告	65
(6) 純資産額の基準額に対する比率の算出及び把握	65
(7) 負債比率の算出及び把握	65
(8) 流動比率の算出及び把握	65

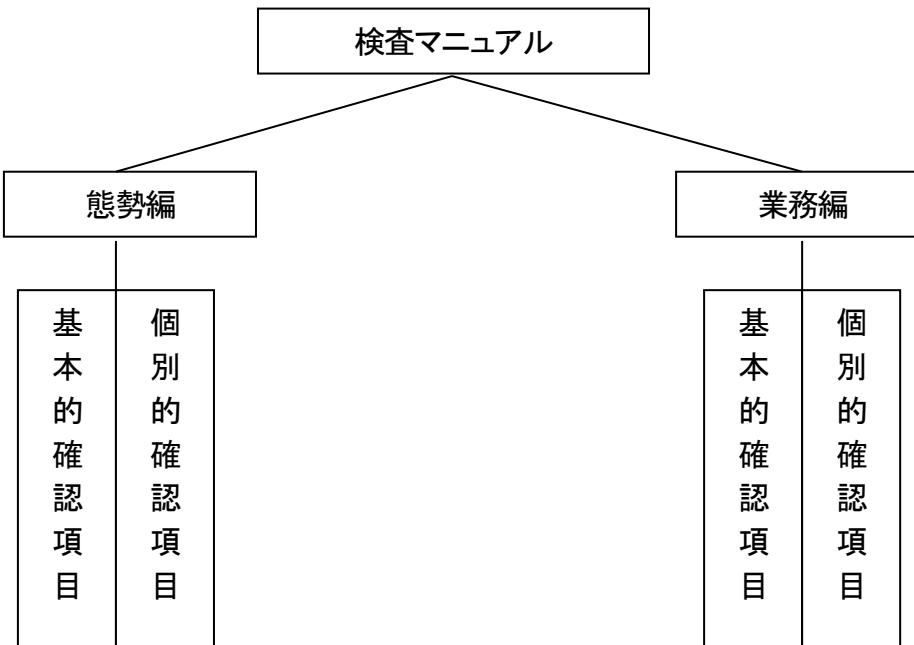
[商品先物取引業者等検査マニュアルの構成図]

I 基本的考え方

II 商品先物取引業者等のあるべき姿



III 検査マニュアル（確認項目）



I 基本的考え方

1. 背景

近年、国境を越えた取引が活発に行われるようになるなど商品先物市場の構造が大きく変化する中、商品の価格が実体経済の需給を踏まえた公正なものとなるよう、商品先物市場の透明性を向上させることが国際的に求められている。また、我が国では海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引、「ロコ・ロンドンまがい取引」と呼ばれる店頭取引等について、苦情件数が急増しており、こうした取引も含めた横断的な顧客又は委託者の保護を図る要請が高まっている。他方、世界的な取引所間の競争激化の中、我が国商品先物市場は平成16年度以降縮小し、流動性の低下により、商品価格の形成などその本来的な機能が低下している状況にある。

このような商品先物取引をめぐる内外の環境変化に対応するため、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正し、商品先物取引法（以下「法」という。）として整備されたところである。

法の目的は、「商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もって国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資すること」とされている。

この目的を達成するため、農林水産省及び経済産業省（以下「主務省」という。）の検査担当部署は、商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者（以下「商品先物取引業者等」という。）等に対する立入検査権限を付与され、この権限の効果的な行使により商品先物取引業者等の実態を的確に把握するという役割を果たすことが求められている。

2. 検査担当部署の役割

従前、検査担当部署は、商品取引受託業務、海外商品先物取引について、商品取引所法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に規定される業者に対して立入検査（以下「検査」という。）を実施して、その法令遵守状況を確認し、法令違反等となる事実が認められれば指導監督担当部署に対してこの事実関係の所在及びその証拠を示して報告してきたところである。

これまでには、商品取引員のように許可制の下で運営されている業者がある一方、海外商品取引業者のように参入規制が取られていないなど、取扱いが異なっていた。

今般の法改正により、商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を総称して「商品デリバティブ取引」と規定され、この商品デリバティブ取引の受託等を行う者を「商品先物取引業者」と位置づけ、許可制の下で運

當されることになった。

更に、委託の媒介行為のみを行う者は、登録制による「商品先物取引仲介業者」の制度が新設された。

このため、今般の法の施行を踏まえ、検査担当部署が検査に当たって念頭に置くべき商品先物取引業者等のあるべき姿を以下のとおり明らかにすることにより、検査の透明性を向上させることが適当である。

II 商品先物取引業者等のあるべき姿

1. 経営管理態勢

商品先物取引業者等は、商品デリバティブ取引の担い手としての重大な社会的責任を認識し、委託者等の保護と公正な商品価格の形成及び売買その他の取引の観点から適切な経営を行わなければならない。具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢（指示・報告系統等）や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

[具体的対応例]

- (1) 取締役、監査役、執行役又はこれらの会議体等（以下「役員等」という。）の役割を明確にし、与えられた権限を適切に行使することで相互牽制機能が働く態勢とする。
- (2) 役員等は、法令等遵守、内部管理、リスク管理及び内部監査の重要性を認識し、適切な経営方針等を確立・周知するとともに、業務運営に積極的に参画する。
- (3) 役員等が、業務運営状況を把握するための報告態勢や、業務運営状況を評価する独立性の高い監査態勢を確立し、内部統制が適切に機能しているか検証する。
- (4) 定期的又は隨時実施する内部監査等により、経営管理を含む業務運営上の問題点を把握した場合には、役員等自らが十分な理解と認識の下、率先して問題点の是正に取り組み改善を図る態勢を構築する。

2. 法令等遵守態勢

商品先物取引業者等は、商品市場の公正性と顧客及び委託者等（以下「顧客」という。）からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- (1) 法令等遵守に関する実践計画や行動規範を策定し役職員へ周知を図り、日常の業務運営における実践状況を確認するとともに、定期的又は隨時に内部監査等による評価を行い、必要に応じて当該実践計画や行動規範の見直しを行う。
- (2) 法令等を担当する者に独立した権限を付与し、内部監査等によりその有効性を定期的に評価するとともに、必要に応じて外部監査等による評価を受ける等の態勢を整備する。
- (3) 法令等を担当する者が、法令等遵守に関する情報を的確に把握するとともに、経営陣に直接報告できる態勢を整備する。

3. 内部管理態勢

商品先物取引業者等は、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を業として行うことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、外務員管理、取引管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- (1) 資金洗浄（以下「マネー・ローンダリング」という。）や不公正取引等の未然防止、取引時確認義務の履行又は適合性の原則に従った適切な勧誘の実施等の観点から、顧客の属性や取引実態等を正確に把握し、必要に応じて顧客面談を行うなど、顧客管理のための具体的な態勢を整備する。
- (2) 外務員による不適切な勧誘や不公正取引等を防止するため、外務員の勧誘状況や取引状況等を把握し、必要な措置を講じる態勢を整備する。
- (3) 外務員及び顧客による不公正取引等を防止するため、価格形成への影響などを考慮し、適切な取引管理・審査を行う態勢を整備する。
- (4)
 - ・（商品先物取引を業として行う場合にあっては）委託者に対し、適切な受託管理態勢を構築するとともに、必要な措置を講じる態勢を整備する。
 - ・（店頭商品デリバティブ取引を業として行う場合にあっては）取引の相手方に対し、取引の適切性を検証し、必要な措置を講じる態勢を整備する。
- (5) 日常業務の適切性を検証し、必要な措置を講じる態勢を整備する。
- (6) 業務の適性を確保するための内部管理態勢の有効性について、内部監査等により定期的に評価を行う態勢を整備する。
- (7) 内部管理部門の責任者が、内部管理に関する情報を的確に把握するとともに、経営陣に直接報告できる態勢を整備する。

4. リスク管理態勢

商品先物取引業者等は、その行う業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが発生することにより生じ得る損失を適切に管理することが、委託者等の保護に欠かせないことを認識し、商品先物取引業者は純資産額規制比率の適正水準での維持や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- (1) 市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を営業日毎に適切に把握し、また、基礎的リスクを適時に把握することによって業務内容に合ったリスク管理態勢を確立する。また、定期的に適正な純資産額規制比率が維持されているかを検証する。
 - ① 市場リスクは、商品市場における相場等に係る変動その他の理由により発生し得るリスク。
 - ② 取引先リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得るリスク。
 - ③ 基礎的リスクは、事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得るリスク。

- (2) システムリスクの管理は、円滑な業務遂行を実現するとの観点から、システムの安全かつ安定的な稼動は重要であるとの認識の下、システム導入に際しての方針、メンテナンス、障害や災害時の対応など、適切なリスク管理を行うための態勢を整備する。
- (3) その他、業務の運営上内在するリスク（資金繰りリスク等）を把握して適切にコントロールするとともに、これを継続的に評価、見直しを行う態勢を整備する。「金融コングロマリット」を構成するなど、企業グループの一員と位置付けられる商品先物取引業者等においては、グループ化に伴い発生する特有のリスクを認識し、財務の健全性への影響を把握するとの観点から、商品先物取引業者等のグループ会社が抱えるリスクの実態把握に努めるなど、適切なリスク管理態勢を整備する。

5. 危機管理態勢

商品先物取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、商品デリバティブ取引の健全かつ適正な業務遂行や社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- (1) 何が危機であるかを特定、認識し、これを回避、予防するための定期的な点検や訓練を行うなど、未然防止に向けた取組を行う。
- (2) 危機発生時における状況把握、連絡・情報発信、責任等の体制を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、環境の変化等に応じて適時に見直すなど、実効性の維持に努める。

6. 監査態勢

商品先物取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが顧客の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- (1) 他の部門から独立した内部監査部門（独立した内部監査部門の設置が困難な場合には、監査役による監査の客觀性を向上させる措置等）により、内部管理やリスク管理を含む全ての業務について、隨時又は定期的にその運営状況を確認、評価し、必要な改善を図る態勢を整備する。
- (2) 重要な事項については、内部監査に加え、定期的に外部監査による評価を受けるなど、業務運営の適切性を図るための措置を講じる。
- (3) 内部監査や外部監査の結果について、経営陣に直接報告できる態勢を整備する。

上記態勢は、商品デリバティブ取引を取り巻く環境の変化に対応した法の趣旨及びIOSCO（証券監督者国際機構）の原則や「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の考え方等を踏まえて整理したものであり、商品先物取引業者等においては、基本的に上記態勢が整備されていることが求められる。

ただし、具体的対応例は、全ての事項を網羅しているものではないとともに、商品先物取引業者等ごとに業務の種類や具体的業務内容等が異なることから、商品先物取引業者等自らの責任の下、その特性を考慮しながらも適切な管理態勢が構築されていすることが肝要である。

III 検査マニュアル（確認項目）

商品先物取引業者等に対する検査は、上記あるべき姿等を踏まえて実施することとなるが、商品先物取引業の複雑化・多様化や検査対象の大幅な増加等に対応するため、これらの状況を検査官が検証するためのツールとして、本検査マニュアルを「検査の手引書」として活用することは引き続き有効と考えられる。このため、商品先物取引法の施行に併せ、現行の「商品取引員検査マニュアル」を廃止し、新たに「商品先物取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）を作成した。

なお、検査対象の商品先物取引業者等（以下「検査対象先」という。）の業務内容等に応じた検査官の創意工夫は欠かせないものであることは言うまでも無い。

検査マニュアルは、「態勢編」と「業務編」の二部構成とし、それぞれ基本的確認項目と個別的確認項目を記載している。

「態勢編」は、検査対象先における態勢整備の状況やリスクの所在を把握する上で有効と思われる確認項目を記載したものである。

ただし、検査対象先において、確認項目に記載された対応がなされていない場合であっても、業務内容等により、商品先物取引業者等自らの責任の下、その特性を考慮しながら管理態勢を整備していることが前提であると考えられることから、そのためには必要な内部統制が働くような態勢が整備されていることについて十分な説明を求める必要がある。

また、態勢が整備されていれば問題ないとするものではなく、これによるチェック機能が働くことで日常業務の適切性を堅持することが重要であることから、「業務編」では、検査対象先の法令等の遵守状況等を確認するための項目を記載している。

実際の検査は、検査対象先の業務内容や組織等に応じて検査官の担当を分担した上で実施することとなるため、態勢が弱い部分に係る業務の適切性を重点的に検証する、あるいは不適切な業務の原因を究明するため管理態勢を精査するなど、各検査官が相互に連携を図りながら効率的かつ効果的に検証する必要がある。

いずれにせよ、検査を実施するに当たっては、法令はもとより、検査対象先の業務内容、規模、組織体系等を正確に把握した上で、これに適合した効率的かつ効果的な検証を行うための工夫を行うことが必要であり、検査マニュアルどおりの機械的、画一的な検証に陥らないよう留意するとともに、深度ある検査を実施するとの観点から、検査マニュアルの確認項目を悉皆的に検証するなどの対応は慎む必要がある。

また、検証した結果の評価に当たっては、常に法律の目的に照らして判断を行うという姿勢が求められることとなる。

本検査マニュアルは、前出のとおり「検査の手引書」として検査官が活用することを目的として策定したものであるが、検査対象先においても、商品先物取引業者

等としての公共性や社会的責任を認識の上、信頼保持に向けた社内体制の構築や社内チェックの参考として活用できるものと考えられる。

なお、本検査マニュアルは、検査対象先の範囲が会社法上の大会社から個人業者まで広範に亘ることから、検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用することが求められる。

商品先物取引業者等に対する検査に際しては、検査対象先の業務内容、規模、組織体制等に応じた検査官の自由な発想に基づく創意工夫が欠かせないものであるが、商品先物取引業者等のあるべき姿を踏まえた管理態勢及び業務運営状況の適切性を検証するための検査官の「検査の手引書」として、以下のとおり確認すべき項目を記載した。

検査マニュアルの確認項目は、主務省による「規制」や「指導」に該当するものではなく、あくまで検査対象先の実態を把握するために有効と考えられる確認項目を例示したものである。

実際の検査に際しては、年度毎に作成する「商品先物検査基本方針及び検査基本計画」に記したとおり、効率的かつ効果的な検査の実施が求められるため、検査マニュアルの各項目を機械的、画一的に検証することのないように留意すべきである。

また、検査マニュアルに記載のない事項についても、検査対象先の態勢又は業務の状況の実態を把握するために必要な事項については、適宜、検証するものとする。

なお、検査マニュアルに記載した用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「不公正取引等」とは、法第116条に定める仮装取引、なれ合い取引等及び法第118条に定める商品市場における買占め、売崩しその他の方法により過当な数量の取引、又は不当な対価の額若しくは約定価格等を形成する取引等をいう。
- (2) 「不当勧誘行為」とは、法第214条に定める行為をいう。
- (3) 「法令等」とは、法令、商品先物取引業者等の監督の基本的な指針、自主規制機関及び商品取引所（以下「自主規制機関等」という。）の定款及び諸規則をいう。
- (4) 「営業部門等」とは、商品デリバティブ取引に係る勧誘、受託等を行う部署のほか、企画・立案や広告・宣伝等を行う部署を含めたものをいう。
- (5) 「取締役等」とは、取締役（代表取締役を含む。）及び監査役をいう。「取締役会等」とは、取締役会のほか、業務の運営、執行に関する意思決定を行う機関を含めたものをいう。
- (6) 「監査役会等」とは、監査役及び監査役会をいう。
- (7) 「内部監査」とは、営業店を含む全ての部門（以下「被監査部門」という。）から独立した内部監査部門（独立した内部監査部門の設置が困難な場合には、監査の客観性を向上させる措置等を講じた監査役等）が、被監査部門等における内部管理態勢等（法令遵守態勢及びリスク管理態勢を含む。）の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善

方法の提言等を含む。

- (8) 「法令等担当部門」とは、内部管理業務のうち、法令等の解釈や法令等遵守に関する社内規程の策定のほか、法令遵守に関する研修等を行う部署をいう。
- (9) 「内部管理担当者」とは、内部管理部門の所属職員のほか、営業部門等に配置する業務運営状況の管理、監督を行う職員を含めたものをいう。
- (10) 「内部管理部門等」とは、内部管理部門及び内部管理担当者をいう。
- (11) 「不祥事等」とは、法令等に違反する行為、商品先物取引業者等又はその役職員が告発等を受けること及びこれらに準ずるものであって業務の運営に支障を来すおそれのあることをいう。
- (12) 「現物実査」とは、検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行う必要があると判断した場合は、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務所、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・収集・閲覧することである。
- (13) 「純資産額規制関連リスク」とは、純資産額規制比率の計算の基礎となる市場リスク、取引先リスク及び基礎的风险を含めたリスクの総称をいう。
- (14) 「ロスカット取引」とは、商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第103条第1項第17号に定める個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品デリバティブ取引の決済をいう。

III-1-1 態勢編・基本的確認項目

態勢に関する検査は、商品デリバティブ取引の扱い手にふさわしい「商品先物取引業者等のあるべき姿」を想定しつつ、特性に応じた適切な態勢が構築されているかどうか、また、その内部統制が適切に機能しているかどうかを把握することを目的に行うものとする。

1. 経営管理態勢

(1) 牽制機能

- ① 取締役、監査役又はこれらの会議体の役割を法令に基づき明確に定め、役職員に周知・徹底を図っているか。
- ② 取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び監督の職責を果たしているか。
- ③ 取締役は、取締役会の構成員として、その職務遂行において忠実義務及び善管注意義務を十分果たしているか。
- ④ 取締役等は、他の取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、適切な措置を講じるとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。
- ⑤ 監査役は、全ての取締役会に出席し、法令等遵守や内部管理、リスク管理等の重大な事案に関する監視機能を果たしているか。
- ⑥ 相互牽制の実効性確保の観点からある役職員の行為に対して法令等上問題があると判断した他の役職員が、法律専門家等に相談・連絡できるような体制を構築しているか。

(2) 経営方針等

- ① 取締役会は、商品先物取引業者等が顧客保護、我が国における商品デリバティブ取引の振興、国内市場の発展を念頭に置いた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それらを組織全体に周知しているか。
- ② 取締役会は、商品先物取引業者等が商品デリバティブ取引の扱い手として重大な社会的責任があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを実現するための体制を構築しているか。
- ③ 法令等遵守に対する取組は、会社経営を行う上での最重要課題であり、これを実践するための基本となる方針を策定し、取締役会等の決定又は承認を受けるとともに、役職員に周知徹底を図っているか。
- ④ 法令等遵守を実践するための基本となる方針は、業務の特性に応じた商品先物取引業者等のあるべき姿を踏まえた内容としているか。また、当該方針に基

づき、具体的な行動指針や行為規範を作成しているか。

- ⑤ 経営方針に沿った営業部門等の戦略目標を明確に定めるとともに、適切な業務手法等を確立し役職員に周知徹底を図っているか。
- ⑥ 営業部門等の戦略目標は、会社の規模、営業の実情から判断して、過度なものとなっていないか。

(3) 経営体制

- ① 代表取締役は、自社の負っている各種リスクの特性を理解し、経営戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。
- ② 取締役会は、法令等遵守・内部管理、リスク管理及び内部監査等の重要性を認識し、会社の業務内容等に応じた適切な組織体制を構築しているか。
- ③ 取締役等は、法令に規定する商品先物取引業等を的確に遂行するに足りる人的構成を確保しているか。特に、業務に関する知識及び経験を有する者の確保及び適切な人員配置に留意しているか。

(4) 監査役会等

- ① 監査役は、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。
- ② 監査役は、付与された広範な権限を適切に行使し、業務監査を適時・適切に実施しているか。また、監査役会等を補佐するに必要な社員等を確保しているか。
- ③ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。
- ④ 監査役は、専任の機関であることを認識しているか。監査役会が組織されることにより、自己の責務に基づく積極的な監査を怠っていないか。
- ⑤ 監査役会等は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。
- ⑥ 監査役は、法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。

(5) 会議録等

- ① 取締役会は、
 - ア 取締役会議事録を適時に作成しているか。
 - イ 取締役会議事録を会社法に定められた期間、備え置いているか。
 - ウ 取締役会議事録には、原資料と併せて、取締役会に報告された内容や、取締役会等の承認、決定の内容等の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、取締役会議事録と同期間保存しているか。
- ② 取締役等は、取締役会に限らず、業務の運営等に係る重要な会議等に関する会議録を適切に作成・保存しているか。
- ③ 監査役会設置会社は、監査役会議事録について①の取締役会と同様の措置を講じているか。

(6) 業務運営への取組

- ① 取締役会は、業務執行に当たり、忠実義務・善管注意義務に反しないよう、十分な議論に基づく適切な対策を講じているか。
- ② 取締役会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際して、内部管理及び内在する各種リスクに関する重要な事項について議題として取り上げているか。
- ③ 取締役会等は、業務運営状況を把握するための報告体制を整備しているか。
- ④ 取締役は、業務運営に積極的に参加するとともに、反社会的勢力への対応については、断固たる態度で関係を遮断し排除していくことが、商品デリバティブ取引及び商品先物取引業者等に対する公共の信頼を維持し、商品先物取引業者等の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、積極的に取り組んでいるか。
その際、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、商品先物取引業者等単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。
- ⑤ 取締役会等は、例えば、役職員に対する啓発や内部連絡制度の整備などによって、経営の健全性を確保するような努力を行っているか。
- ⑥ 取締役会等は、金額や請求内容が重大な訴訟について、リスク要因として把握しているか。
- ⑦ 取締役会等は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の内容を踏まえ、反社会的勢力への対応方針や初期対応の方法等を社内規程等に明確に定めているか。
- ⑧ 取締役会は、業務運営状況を評価するための独立性の高い監査体制を構築しているか。
- ⑨ 取締役は、監査等（内部監査、外部監査及び自主規制機関等による監査又は考査等）により把握した問題点について、率先してその改善に取り組んでいるか。

2. 法令等遵守態勢

(1) 経営陣の取組

- ① 取締役は、自らの法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるため、具体的な施策を講じているか。
- ② 取締役会は、法令等違反行為に対し、公平・公正かつ断固とした姿勢で具体的な抑止及び発生原因の究明・責任の帰属及び是正策などに対応しているか。

- ③ 業務運営体制・方法は、法令等に則した適切なものとなっているか。
- ④ 取締役会等は、法令等遵守に関する施策について、定期的にその効果を確認し必要な改善を図っているか。
- ⑤ 取締役会等は、法令等違反者に対する厳正かつ公正な社内処分を行うための懲罰規程を整備しているか。また、法令等違反に対する抑止効果の検証を定期的に行い、社内処分基準の内容に反映させているか。

(2) 実践計画、行動規範

① 実践計画

- ア 法令等遵守に関する実践計画（以下「コンプライアンス・プログラム」という。）を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けて役職員への周知を図っているか。
- イ コンプライアンス・プログラムの作成に当たり、営業部門等の規模や業務内容を考慮しているか。また、その実施状況及び効果を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。
- ウ コンプライアンス・プログラムの進捗状況や達成状況をフォローアップする担当者の権限及び責任を明確にし、代表取締役及び取締役がその進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価できる体制を整備し、実施しているか。
- エ コンプライアンス・プログラムは、定期的に内部監査等による評価を受け、適時、合理的に見直しを行っているか。

② 行動規範

- ア 法令等遵守に関する行動規範（以下「コンプライアンス・マニュアル」という。）を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けているか。
- イ コンプライアンス・マニュアルは法令等に準拠するものとなっているか。また、コンプライアンス・マニュアルは、企業風土、経営組織体制及び業務実態等を勘案した適切かつ具体的な内容となっているか。
- ウ コンプライアンス・マニュアルの存在及びその内容を、役職員に周知徹底しているか。
- エ コンプライアンス・マニュアルについて、定期的に内部監査等による評価を受け、適時、適切にその内容の見直しを行っているか。
- オ 法令等遵守を実践するための基本となる方針やコンプライアンス・マニュアルの作成、変更に際しては、法令等担当部門や必要に応じて弁護士等のリーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始や新たな商品の販売に際してもその特性を十分検証し、リーガル・チェックを実施しているか。

(3) 法令等担当部門等の設置

- ① 法令等遵守に係る問題を一元管理する体制を構築し、社内規程等を整備しているか。
- ② 人事を担当する取締役は、法令等担当部門や内部管理部門を営業部門等と区

別して同等に位置付け、適切な人員及び人材の確保・配置に努めるとともに、業績評価や人事考課において、適切な評価を与えていたか。

- ③ 法令等担当部門や内部管理部門の独立性を確保するとともに、営業部門等に対する牽制機能を十分発揮するための権限を付与するなど、適切な体制・方策を講じているか。また、その有効性について、定期的に内部監査等による評価を受けているか。
- ④ 法令等担当部門の責任者は、法令等遵守に関する情報の把握に努め、必要な情報を取締役会等に報告しているか。

(4) 法令等遵守意識の徹底

- ① 代表取締役は、年頭所感などの様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。
- ② 法令等担当部門や内部管理部門は、遵守すべき法令等や自主規制機関等からの注意文書を整理するとともに、外務員に対して周知するための適切な方策を講じているか。例えば、営業部門等の管理者に対し周知の方法について指導・監督を行うとともに、社内配布や回覧のほか、研修や会議等において、具体的な事例を活用した説明により理解を深めるなどの方策を講じているか。
- ③ 役職員の法令等遵守意識の向上を図るため、各部門ごとに当該業務に密接に影響する法令等に関する研修を実施するなど、実効性のある方策を講じているか。また、役員及び内部管理部門の責任者は、当該研修に講師として参加するなど、積極的に関与しているか。
- ④ 法令等担当部門は、法令等の理解及び法令等遵守に関する営業員研修、会議等の効果について何らかの形で把握・検証しているか。
- ⑤ 法令等担当部門及び内部管理部門は、役職員による法令等の不知又は理解不足、法令等遵守意識の欠如が原因となる不祥事等が生じた場合、その実態を把握し必要な措置を講じているか。

(5) 社内規程の策定

- ① 自主規制機関等の定款及び諸規則により求められる役職員が法令等を遵守するために必要な社内規程を適切に整備しているか。
- ② グループ企業内に存在する共通ルール（特に海外グループ企業が作成したルール）を導入する際に、法令等に照らして、当該ルールが不適切ではないか又は不十分ではないか等について検討を行っているか。
- ③ 社内規程は、法令等の改正、組織又は業務運営環境の変化等に応じ、適時、必要な見直しを行っているか。

3. 内部管理態勢

(1) 内部管理部門の役割等

- ① 内部管理部門の組織形態、権限及び人員配置は、会社の業務内容や規模を考慮した適切なものとなっているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ② 内部管理部門と営業部門等との間において、連絡、報告及び協議等を必要とする事項並びに方法等を明確に定めているか。
- ③ 取締役及び内部管理部門の責任者は、役職員に対し、定期的な研修等の社内教育は十分行っているか。また、自主規制機関等やその他の外部機関が開催する研修の受講を奨励しているか。
- ④ 内部管理部門は、法令及び自主規制機関等の諸規則等が新設又は改正された場合等において、既存の業務運営がそれに適合しているかの検討を行い、また、改善が必要な場合はその対策を講じているか。

(2) 内部管理業務の運営等

- ① 内部管理部門の所掌事項が明確に定められるとともに、内部管理担当者相互の連携が密接に保たれているか。
- ② 顧客からの相談・紛争・苦情等（以下「苦情等」という。）を把握し、適切に対応する態勢を構築しているか。
- ③ 不公正取引等、不当勧誘行為及び不祥事等の発生に対し、迅速かつ的確な対応が可能な体制を整備しているか。また、これらの発生後に事実関係及び経緯等について適切な検証を実施しているか。
- ④ 不公正取引等、不当勧誘行為及び不祥事等が発生した場合に、直ちに内部管理部門へ報告される体制となっているか。また、内部管理部門の責任者は、経営に重大な影響を与える問題については、遅滞なく取締役会等へ報告する体制となっているか。
- ⑤ 内部管理部門の責任者は、不公正取引等、不当勧誘行為及び不祥事等が発生した場合の事実関係及び経緯等に関する記録の作成・保存に関し社内ルールを定めるとともに、役職員への周知徹底を図っているか。
- ⑥ 不公正取引等、不当勧誘行為及び不祥事等に関する調査により発生原因を究明した場合には、関係者の責任の追及、監督責任を明確にする体制を整備しているか。
- ⑦ 代表取締役は、不公正取引等、不当勧誘行為及び不祥事等の再発防止策の策定に当たって積極的に関与し、その実効性の確保に努めているか。また、監査役は代表取締役の当該業務の適正な遂行を監視し、必要に応じ問題点及び改善点を指摘しているか。なお、当該不祥事等が刑罰法令に抵触している場合には、取締役会等によりその取扱いについて十分な検討を行い、適切に対処しているか。
- ⑧ 自主規制機関等からの注意事項、調査依頼事項等に対して適切に対応しているか。また、関係書類の作成及び保管を適切に行っているか。
- ⑨ 内部管理部門は各部門がどのような業務運営を行っているかを把握・理解しているか。また、通常の業務運営方法に則らない不適正な業務運営が行われていないか等の必要なチェックを行っているか。

- ⑩ 内部管理部門等は、営業部門等の業務運営状況に関する検証により問題点を把握した場合には、その原因を究明し、必要な対策を講じているか。
- ⑪ 内部管理業務を適切に遂行していくために過去の管理業務記録を適正に作成・保管し、有効に利用しているか。

(3) 内部管理担当者の設置

- ① 内部管理担当者を適所に配置し、内部管理部門を含め、所掌事項や役割分担を明確に定めているか。
- ② 営業部門等に配置した内部管理担当者が、独立してその職務を遂行できる体制としているか。また、その権限等を明確に規定するとともに、内部管理部門を含め、その有効性について定期的に内部監査等による評価を受けているか。

(4) 内部管理担当者の役割

- ① 内部管理担当者は、外務員による受発注状況、契約状況、顧客管理状況、及び外務員自身の取引等の把握に努めているか。
- ② 内部管理担当者は、外務員による顧客勧誘状況等を日常的にチェックするなど、適切な管理、監督に努めているか。
- ③ 内部管理担当者は、外務員の法令等遵守意識の欠如等を把握した場合、その原因を究明し、それらを改善するための対応策を検討、実施しているか。
- ④ 内部管理担当者は、不祥事等が発生した場合、その事実関係及び経緯について掘り下げる調査を行い、発生原因を究明した上で適切な措置を講じているか。この際、必要に応じて、内部管理担当者自らが顧客を訪問するなど、誠実かつ迅速に対応しているか。
- ⑤ 内部管理担当者は、不祥事等の発生の原因を分析し、営業部門等に分析した結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。

(5) 訴訟等への対応

- ① 訴訟等について、具体的に訴えが提起されたり、申し立てがなされた場合の対処手続を定めているか。また、その手続に従って速やかに処理を行っているか。
- ② 訴訟等が発生した場合には、速やかに内部管理部門等へ報告しているか。また、内部管理部門の責任者は、特に、経営に重大な影響を与えるような問題について、遅滞なく取締役会等に報告しているか。
- ③ 訴訟等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、対応状況等に關し、必要に応じて取締役会等に報告しているか。

(6) 顧客情報の保護

- ① 顧客情報を管理する責任者を設置しているか。
- ② 顧客情報を管理する責任者は、情報管理の重要性を認識した上で、保護すべき顧客情報を特定し、情報管理の権限と責任、管理方法、連絡、報告手続等を

記載した社内規程を策定し、取締役会等の承認を得て役職員に周知を図っているか。

- ③ 顧客情報を管理する責任者は、定期的に顧客情報の管理状況を検証し、必要に応じて、社内規程の見直しを行っているか。
- ④ 社内規程には、顧客情報の漏えい等が生じた場合には、直ちに、顧客情報を管理する責任者に報告するとともに、漏えい情報の特定と発生原因の究明に努める旨を明記しているか。
- ⑤ 顧客情報の漏えい等が生じた場合、顧客情報を管理する責任者が可能な限り事実関係の把握に努めるとともに、速やかに、内部管理部門の責任者及び取締役会等へ報告する体制を構築しているか。
- ⑥ 顧客情報を管理する責任者は、漏えい等の原因を究明し、責任の明確化を図るとともに、速やかに、再発防止に向けた対策を講じることとしているか。
- ⑦ 顧客情報を管理する責任者は、顧客情報の漏えい等に関し、顧客への対応、事実の公表及び主務大臣への報告に関する手続や方法等をあらかじめ定めているか。
- ⑧ 顧客情報の保護体制について、内部監査等による評価を受けるとともに、必要に応じて改善を図っているか。
- ⑨ 外部に委託する業務に顧客情報が含まれる場合には、守秘義務、目的外利用の制限、問題発生時の対応等について、委託先との契約に明記するとともに、継続的なモニター等による必要な管理・監督を行っているか。
- ⑩ 偽りその他不正な手段により個人情報を取得することのないよう、情報の入手先の確認等の必要な措置を講じているか。

(7) 事務部門の設置

- ① 事務規程を整備する部門を明確化しているか。
- ② 事務指導及び研修を行う部門を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。
- ③ 事務部門の牽制機能が十分に発揮される体制を整備しているか。
ただし、事務部門は、他の部門等から独立した組織を期待するものではなく、担当する部門が明らかにされていることが重要である。

(8) 事務部門の役割

- ① 事務部門は、事務処理に係る各部門からの問合せ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備し、問合せ等及び回答を整理の上、重要と判断したものについて記録を残しているか。
- ② 営業部門等の事務管理体制を常時チェックする措置を講じているか。
- ③ 営業部門の職員による不正行為を防止するための施策等を講じているか。
- ④ 事務部門は、営業部門等の事務水準の向上を図るため、営業部門等における日常の業務運営状況を把握し、適切な指導を行う体制を整備しているか。

(9) 事務規程の整備

- ① 事務規程は、網羅的でかつ法令等に則ったものとなっているか。また、社内規程に個別の記載のない事態が生じた場合及び社内規程の解釈に意見の相違があった場合の処理手続（管理者への報告等を含む）を明確化しているか。
- ② 内部監査結果や不祥事等で把握した問題点を踏まえ、必要に応じて事務規程の見直し、改善を図っているか。
- ③ 法令等の改正が行われた場合には、当該法令等の改正内容を踏まえ、必要に応じて事務規程の見直し、改善を図っているか。
- ④ 事務規程には、特に、現金、有価証券等及び重要書類の取扱いについて明確に定めるとともに、問題が発生した場合の経緯の記録など、必要な事項を定めているか。

(10) 外部委託業務の管理

- ① 業務の一部を外部に委託する場合には、委託により生じるリスクを十分検討した上でその適否を判断しているか。また、当該検討経緯と結果を記録し保存しているか。
- ② 外部に委託している業務を適切に管理する管理者を設置しているか。
- ③ 外部委託した業者における内部統制の状況を把握しその有効性を評価するため、内部監査・外部監査の実施状況など、十分な情報を入手しているか。
- ④ 外部委託した業務及び業者に問題点が認められた場合には、速やかに是正のための措置を講じているか。
- ⑤ 外部委託した業者において生じるシステムダウン、顧客情報の漏えい等のトラブル等に対応するためのコンティンジェンシープラン（コンピュータシステム等の不測の事態を想定した有効な対処法に関する計画をいう。以下同じ。）を整備しているか。
- ⑥ 外部委託した業者の破綻時に備えた対応策を講じているか。

4. 危機管理態勢

- ① 取締役会は、危機に該当する事象（例えば、自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）、社会インフラの機能停止（大規模停電、通信障害等）、テロ、反社会的勢力の介入、役職員が関わる犯罪等）の明確化を図り、危機発生時の対策責任者を設置しているか。
- ② 取締役会等は、危機発生を想定し、取引データ等のバックアップ体制を構築するなど、事業継続のための適切な対応策を講じているか。なお、このような体制整備が困難な場合、業務を継続又は再開するための具体的な対応策を検討しているか。
- ③ 対策責任者は、危機発生時に速やかに対策本部を設置し、役職員に対し必要な指示及び命令等を行う権限を有しているか。

- ④ 対策責任者は、事業継続計画（B C P）を含む危機管理マニュアルを策定し、取締役会等の承認を得て役職員へ周知しているか。
- ⑤ 危機管理マニュアルに、危機発生時における以下の事項が盛り込まれているか。
 - ア 対策本部に関する事項
 - イ 責任体制に関する事項
 - ウ 情報収集に関する事項
 - エ 危機のレベル・類型に応じた組織内及び関係者への報告・連絡体制
 - オ 危機のレベル・類型に応じた業務継続範囲及び手法
 - カ 公表に関する事項（業務継続の状況、顧客への対応等）
- ⑥ 対策責任者は、危機が発生した場合の損害を可能な限り回避・予防するため、平時より、役職員に対して定期点検等の重要性を認識させるよう努めているか。
- ⑦ 危機管理マニュアルについて、定期的な訓練等により実効性の評価を行うとともに、環境の変化等に応じて、隨時、見直しを図っているか。

5. 監査態勢

(1) 内部監査部門の設置

- ① 取締役会は、内部監査が各種リスクの回避を目的に経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢及び危機管理態勢が適切かつ有効に機能しているかを検証するものであることを認識し、この検証機能を十分発揮できる体制を構築しているか。
- ② 取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、担当の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。
なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に従事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。
- ③ 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。

(2) 内部監査の位置付け

- ① 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程により内部監査の目的を適切に設定しているか。
- ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務及び権限を役職員に周知する方策を講じているか。
- ③ 内部監査業務の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手でき

る権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等を行える権限を有しているか。

- ④ 代表取締役及び取締役会は、営業部門等のみならず、内部管理部門を含めた全ての業務を内部監査の対象とすることが業務の適切性の維持に欠かせないことを十分認識し、実効性を確保するとの観点から、内部監査業務の従事者に他の業務を兼任させないなどの措置を講じているか。

(3) 内部監査規程の整備

- ① 内部監査規程には、以下の項目等を規定しているか。
ア 内部監査の目的
イ 組織上の独立性
ウ 業務、権限及び責任の範囲
エ 情報等の入手・分析体制
オ 内部監査の実施体制
カ 監査結果の報告体制
- ② 内部監査規程は、取締役会等による承認を受けているか。
- ③ 内部監査規程は、経営環境の変化に応じて見直しているか。
- ④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直しているか。

(4) 内部監査計画等の策定

- ① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。
- ② 取締役会等は、被監査部門等におけるリスクの種類・程度を理解しないまま、監査方針、重点項目等、内部監査計画の基本事項を決定又は承認していないか。
- ③ 取締役会等は、経営上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、必要に応じて、内部監査部門の責任者に内部監査計画等の変更等を指示しているか。

(5) 内部監査業務の運営

- ① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、効率的かつ効果的な監査の実施に努めているか。
- ② 内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役職員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。
- ③ 連結対象子会社及び持分法適用関連会社（以下「連結対象子会社等」という。）の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社等の業務及び外部に委託した業務について、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。また、内部

監査を親会社が実施する場合には法令等に抵触しない範囲で適切な監査を実施しているか。

- ④ 内部監査部門は、監査の実施に際して、被監査部門等が実施した検査等の結果を活用しているか。
- ⑤ 内部監査業務の従事者は、内部監査で検証した事項及び把握した問題点等を正確に記録しているか。
- ⑥ 内部監査業務の従事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。
- ⑦ 内部監査部門の責任者は、必要に応じて、内部管理（リスク管理を含む）等に関する会議（各種リスク管理委員会等）に出席しているか。
- ⑧ 内部監査部門は、例えば、特定の内部監査業務の従事者が連續して同一の被監査部門等の同一の監査に従事することを回避するなど、公正な内部監査が実現できるように努めているか。
- ⑨ 内部監査部門の責任者は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
- ⑩ 内部監査部門の責任者は、被監査部門等が実施する内部検査等により重要な内部管理上の問題やリスク管理上の不備等を発見した場合、速やかに内部監査部門が把握し監査できる体制としているか。

(6) 外部監査の活用

- ① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。
- ② 取締役会は、内部監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、外部の専門家を活用する等の施策を講じているか。会社法上の大会社に該当しない場合であっても、業務の特性等に応じた外部監査の活用を検討し、必要に応じて実施しているか。
- ③ 取締役会は、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合に、その内容、結果等について、自ら精査・検証しているか。
- ④ 外部監査の実施に際しては、内部管理態勢及びリスク管理態勢の有効性等についても監査の対象としているか。また、海外に拠点を有する商品先物取引業者等においては、海外の拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。なお、当該監査結果は、監査の内容に応じて、取締役会等又は監査役会に報告するとともに、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。
- ⑤ 取締役会等は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。
- ⑥ 取締役会等は、内外の監査人が相互に協力することで、より実効性ある監査態勢を確立するよう必要な方策を講じているか。
- ⑦ 取締役会等は、外部監査人により指摘された問題点を一定期間内に改善する

態勢を整備しているか。被監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門等は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。

(7) 内部監査機能の充実

- ① 取締役会等は、内部監査業務の状況について定期的に報告を受け、その機能が有効に働いているかを検証し、必要な措置を講じているか。
- ② 内部監査部門の責任者は、内部監査業務の従事者の専門性を高めるため、定期的に内外の研修に参加させるなどの方策を講じているか。
- ③ 取締役会等は、一定規模以上のリスクがあると判断した海外拠点には、拠点の責任者から独立した内部監査担当者を設置し、監査の状況について定期的に報告を受ける体制を整備しているか。

(8) 監査結果の取扱い

- ① 被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。
- ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点や被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について、改善のための効果的な施策を講じているか。

III-1-2 態勢編・個別的確認項目

商品先物取引業者等の態勢に関する検査は、前記基本的確認項目のほか個別的な確認項目として、取引の公正性等に関する法令等遵守態勢、委託者等財産の分離保管等に関する内部管理態勢、純資産額規制比率をはじめとする各種リスク管理態勢及びこれらの態勢を検証・評価するための内部監査態勢を的確に把握することで内部統制が適切に機能しているかを検証し、商品デリバティブ取引を担う者としての商品先物取引業者等の役割と責任を果たすにふさわしい適切な態勢整備が図られているかについて確認することを目的とする。

1. 内部管理態勢

(1) 内部管理部門の責任者等

- ① 代表取締役は、内部管理部門の責任者と密接な連携を図り、内部管理に関する重要情報を把握するシステムを構築しているか。また、内部管理部門の責任者は、営業部門等に所属する内部管理担当者との連絡・報告体制を確立し、内部管理に関する情報を網羅的に把握するためのシステムを構築しているか。さらに、これらのシステムの明確化と役職員への周知を図るとともに、その機能の実効性について検証しているか。
- ② 内部管理部門の責任者は、常時、的確にコンプライアンス関連の情報を収集し、掌握しているか。また、掌握した情報の中で法令等の遵守に関する情報については、適切な手段、方法により、役職員に周知を図る方策を講じるとともに、役職員への徹底状況を確認・把握しているか。
- ③ 営業部門等の内部管理担当者は、営業部門等における委託者等管理、外務員管理等の適切な管理体制を整備するとともに、当該営業部門等に生じた不祥事や不適切な業務等について、自らの指揮・監督の下、改善を図る責務を有することを十分認識し、その実行を担保するための体制を構築しているか。
- ④ 営業部門等の内部管理担当者は、営業部門等における日常の業務運営について点検し、必要な指導を行っているか。
- ⑤ 営業部門等の内部管理担当者は、内部管理部門の責任者に対して定期的及び必要に応じ随時に当該営業部門等の法令等遵守状況や業務運営等の状況を報告しているか。
- ⑥ 内部管理部門の責任者は、営業部門等の責任者に対し、取り扱う商品のリスクレベルや複雑さに応じた適切な営業員教育を行うよう指導しているか。

(2) 取引管理・審査態勢の整備

- ① 取締役会等は、不公正取引等を排除するため、これを監視、管理及び審査等を行う独立性の高い部門を設置し、必要な権限及び責任を付与しているか。

- ② 取引管理・審査部門の責任者は、以下の事項等を記載した社内規程を策定し、取締役会等の承認を得て、不公正取引等を防止するために必要な事項について、役職員に周知・徹底を図っているか。また、必要に応じて、適宜、社内規程の見直しを行っているか。
- ア 不公正取引等の取引手法に関する事項
 - イ 取引管理・審査の基準及び手法に関する事項
 - ウ 検査担当部署及び自主規制機関等からの照会に関する事項
- ③ 取引管理・審査部門の責任者は、役職員に対する研修や会議等の場を活用し、不公正取引等を排除するための十分な社員教育を実施しているか。
- ④ 取締役会等は、取引管理・審査の適切性を維持するとの観点から、内部監査部門等により定期的又は随時に、取引管理・審査の状況を検証し、取引管理・審査部門が適切に機能しているかを確認する態勢を整備しているか。
- ⑤ 取締役会等は、海外関係会社及びグループ関係会社から受託する注文について、原始委託者を把握する体制を構築しているか。
- ⑥ 取引管理・審査部門は、社内規程に定める取引管理・審査基準に該当する事項の審査等を実施した場合には、その経緯、審査方法及び結果等を記録し、後日、検証が行えるよう保存しているか。
- ⑦ 取引管理・審査部門は、海外関係会社及びグループ関係会社から受託した注文についても、不公正取引等の疑わしい取引が認められた場合には、その内容を十分に検証しているか。

(3) 受託管理態勢の整備

- ① 商品先物取引業者等の取締役会は、商品市場における取引及び外国商品市場取引の受託を行うことの責任と、これにより生じるリスクを十分認識し、安易な受託を行うこととならないよう、また、委託者の利益を不当に害するような利益相反取引を防止するための十分かつ適切な受託管理態勢を構築しているか。
- ② 取締役会は、受託管理を行うための独立性の高い部門を設置するなどの体制を整備するとともに、必要な権限及び責任を付与しているか。
- ③ 受託管理部門の責任者は、受託管理に必要な事項（審査手続や審査項目等）を記載した社内規程を策定し、取締役会等の承認を得ているか。
- ④ 取締役会等は、受託の承認に当たっては、受託管理部門による意見を尊重するものとし、疑義がある旨の意見が出された場合には、疑義があると指摘された事項につき十分に検討した上で受託の判断を行う態勢を構築しているか。
- ⑤ 取締役会は、受託管理部門による厳正な審査を維持するため、内部監査部門等による受託管理の適切性を検証する体制を整備しているか。

(4) 法令等遵守状況の検証態勢の整備

- ① 内部管理部門の責任者は、公益又は顧客の保護を図るとの観点から、以下の体制を構築しているか。

- ア 広告や勧誘資料の審査を行うための体制
 - イ 一般顧客、特定委託者及び特定当業者の管理状況を検証するための体制
 - ウ 商品取引契約締結前の書面の交付状況を検証するための体制
 - エ 商品取引契約を締結しようとする場合の説明義務が適正に履行されているかを検証するための体制
 - オ 商品取引事故処理の適切性を検証するための体制
 - カ 特定委託者及び特定当業者と一般顧客との移行手続が法令に照らし適正に実施されているか検証するための体制
 - キ 一般顧客、特定委託者及び特定当業者に対して適用される行為規制についての法令遵守状況の検証するための体制
 - ク 店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、ロスカット取引※を行うための十分な体制
- ※ ロスカット取引については9ページの(14)を参照のこと。
- ケ その他、業務の適正性を検証するための体制
- ② 内部管理部門の責任者は、上記体制の構築に当たっては、社内規程や管理マニュアルを策定し取締役会等の承認を受けるとともに、各体制を管理する責任者を定めその権限と責任の明確化を図っているか。
- ③ 内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。
- ア 顧客カード等の作成に関する事項
 - イ 取引時確認及び疑わしい取引等に関する事項
 - ウ 個人情報の保護に関する事項
 - エ 特定委託者及び特定当業者と一般委託者との移行手続に関する事項
 - オ その他、適切な顧客管理に必要な事項
- ④ 内部管理部門の責任者は、外務員管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。
- ア 外務員登録に関する事項
 - イ 顧客への説明に関する事項
 - ウ 禁止行為に関する事項（特に不公正取引等、不当勧誘行為、適合性の原則）
 - エ 不祥事等発生時の報告及び処理に関する事項
 - オ 社内処分に関する事項
 - カ その他、適切な外務員管理に必要な事項
- ⑤ 内部管理部門の責任者は、営業部門等の内部管理担当者に、上記各体制の社内規程等に基づいた適切な管理を行う権限と責任を付与し、問題が生じた場合の内部管理部門への報告体制を構築しているか。また、これらの体制の実効性を監視、検証し、社内規程等を含む各体制の必要な見直しを図っているか。
- ⑥ 内部管理部門の責任者は、上記のほか、業務に関する帳簿や開示資料、主務省への報告、届出資料など、法令等で求められる各種管理業務について、適切に管理、機能するための体制を構築しているか。

(5) 業務運営状況

- ① 外務員が上場商品の特性を把握した上で顧客に対し十分な説明を行っていることについて確認する体制となっているか。
- ② 内部管理部門は、営業部門等において、顧客の属性把握、取引証拠金及び委託証拠金（以下「証拠金等」という。）の管理、証拠金等不足額・委託者等未収金発生後の事後処理が法令等に従い適切に処理されているかについて管理・指導しているか。
例えは、
 - ア 口座開設に当たり、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的など適合性の原則の観点から審査が厳正に行われているか。
 - イ 委託者等の属性等の異動状況を把握し、常に最新の情報を顧客カード等のデータとして管理するよう努めているか。
- ③ 委託者に係る現物受渡しが適正に実施されることを確認する態勢が整備されているか。
- ④ 内部管理担当者は、トレーダーによる取引状況（自己の計算による取引）を把握し、法令等に抵触することのないよう、常に監視しているか。また、トレーディングに関し、トレーディング商品勘定（自己玉勘定）に係る帳簿は、トレーディングとその他の取引を明確に区別して管理しているか。
- ⑤ 委託者から資金総額について同意を得た上で、規則第101条各号に掲げる事項のうち指示がないものについて、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、商品先物取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受けている場合に、その取引を適切に実施する体制が整備されているか。また、その取引を適切に行っているか。
- ⑥ 主務省及び自主規制機関等からの指摘事項について、実効性ある再発防止策を策定するとともに、その改善状況を確認しているか。

(6) 委託者等との苦情等処理体制の構築

- ① 取締役会等は、委託者等からの苦情等を放置することが役職員による横領や損失補てんなどの不祥事等につながるおそれのあることを十分認識し、苦情等が発生した場合の対応を行う部門や処理手続を明確に定めるなど、迅速かつ適切に処理・対応が行われる体制を構築しているか。
- ② 商品デリバティブ取引のうち新規に取引を取扱う場合には、その取引の開始の段階でリスク管理の専門家又は内部管理部門、法令等担当部門などによる法的・技術的なチェックを行った上で取締役会等による承認を得るなど、苦情等を未然に防止するための措置を講じているか。
- ③ 研修等により、委託者等からの苦情等を抱え込まないよう職員を指導しているか。

- ④ 苦情等の対応を行う部門は、営業部門の内部管理担当者に対し、各外務員が抱える委託者等からの苦情等の把握に努め、速やかに苦情等の対応を行う部門に報告するよう指導しているか。
- ⑤ 苦情等の対応を行う部門は、委託者等からの申し出内容、調査内容及び処理状況等を詳細に記録し、後日、検証が可能となるよう適切に保存しているか。

(7) 分離保管等

- ① 取締役等の認識及び役割
 - ア 取締役等は、顧客財産の分離保管等が委託者等の保護ひいては商品デリバティブ取引の信頼性の向上に資するものであることを理解した上で、顧客財産の分離保管等の措置の重要性を認識しているか。
 - イ 取締役会等は、顧客財産の分離保管等の担当部署を明確に定める等、分離保管等が適切に行われる体制を整備しているか。
 - ウ 取締役会等は、海外保管機関等の第三者機関を含め、顧客財産を保管させている保管機関の信用状況を必要に応じチェックする体制を整備しているか。
 - エ 取締役会等は、定期的に顧客財産の分離保管等の状況に係る報告を受けているか。
- ② 管理規程の整備
 - ア 分離保管等担当部門は、分離保管等に関する管理規程を定め、取締役会等の承認を受けているか。
 - イ 分離保管等担当部門は、必要に応じて管理規程の見直しを行っているか。
- ③ 自社保管有価証券等の管理
 - 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関し、規則第98条の3第4項に従って取り扱うこととした有価証券等について、同項の規定に従い適正に管理しているか。
- ④ 信託契約
 - ア 社内規程において信託契約に係る差替計算基準日や差替日を定めるとともに、それ日の日が休業日である場合における取扱いについてあらかじめ定めているか。
 - イ 信託契約の帳簿残高と信託銀行残高の不一致の有無について検証し、不一致が生じている場合にはその原因分析を行う体制を整備しているか。
 - ウ 分離保管等担当部門の責任者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、直ちに内部管理部門の責任者とともに担当取締役へ報告しているか。
- ⑤ システムサポート
 - ア 保管有価証券等及び信託財産等の計算及び管理を行うことについて所要のシステムサポートの構築が行われているか。
 - イ システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。
- ⑥ その他分離保管等管理体制

- ア 分離保管等担当部門の責任者は、委託者等の財産分離保管等の実施状況について、内部管理部門の責任者及び取締役会等へ報告しているか。
- イ 分離保管等の実施状況について、内部監査によりその適切性・有効性を定期的に評価を受けているか。また、問題が認められた場合には直ちに改善を図るとともに、必要に応じて、速やかに社内規程を含む管理体制の見直しを図っているか。

(8) 電子取引

① 取締役等の認識及び役割

- ア 取締役等は、電子取引の特性を理解し、電子取引に取り組む場合に対処すべき事項について十分認識しているか。
- イ 取締役等は、非対面取引では勧誘時の説明・情報提供や苦情等対応、第三者の関与に関する問題が特に顕在化する可能性があることなど、電子取引のリスクの所在を理解し、当該リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。
- ウ 法令等を遵守する体制を構築しているか。
- エ 取締役等は、電子取引に係る取組方針を明確にしているか。また、取組方針は自社の経営計画に沿っているか。
- オ 取組方針の策定に当たっては、提供するサービス内容について、電子取引の機械環境（システムの規模）を勘案しているか。
- カ 取組方針において、電子取引の特性を勘案した内部管理及び法令等遵守が必要なことを明らかにしているか。
- キ 自社の業務の状況（例えば、会社の概況、組織に関する事項及び財産の状況等）をホームページに掲載しているか。

② 電子取引を担当する管理者は、電子取引の特性を理解し、その特性に応じた管理の必要性を認識した上で、各部門の内部管理担当者に当該内容を理解・認識させるための適切な方策を講じているか。また、システム障害が発生した場合のバックアップ体制や対応策、主務省への報告等について適切な方策を講じているか。

- ③ 電子取引を担当する責任者は、電子取引の非対面性及び非書面性の特性に留意した内容の社内規程を整備し、取締役会等の承認を得ているか。
- ④ 電子取引を担当する責任者は、役職員、特に電子取引の事務に携わる者に社内規程の内容を周知徹底しているか。
- ⑤ 電子取引業務の運営に当たっては、電子取引に精通した者を内部管理担当者とするなど適切な人員配置を行っているか。
- ⑥ システムトラブルの対応を行う部門は、苦情等の申出の内容について、システム上の問題により、委託者等の取引に重大な影響を与えるものが含まれていないかの検討を行っているか。
- ⑦ システム障害の委託者等の取引に重大な影響を与える情報を迅速かつ正確に委託者等に連絡できる体制となっているか。

- ⑧ 役職員に電子取引に関する特有の事務、システム、苦情等及び法令等についての研修等を行う体制となっているか。
- ⑨ 業務精通者（管理部門を含む。）の養成のための研修等の体制を確立しているか。
- ⑩ 電子取引業務に係るコールセンターの職員等に対しても、法令等や電子取引に関する知識の習得や研鑽のための研修等を実施しているか。
- ⑪ 電子取引と対面取引が併用されている場合には、通常の対面取引の顧客管理システムを併せて採用しているか。
- ⑫ 電子取引を通じた不公正取引等の防止のための取引管理・審査等が適正に行われる体制が整備されているか。
- ⑬ 不公正取引等に速やかに対応するため、原始委託者を把握する方策を講じているか。

(9) 情報管理

- ① 取締役会等は、情報管理に関する基本方針を定め、役職員に周知を図るとともに、情報管理を担当する部署を設置し、適切な情報管理を行う体制を整備しているか。
- ② 情報管理を担当する責任者は、情報管理のための方法と手順を定め、守るべき情報資産の特定と当該情報へのアクセス権限を適切に付与しているか。
- ③ 不正アクセスの調査、情報の特定及び追跡が行える体制を整備するとともに、必要な予防策を講じているか。
- ④ 情報の漏えい又は滅失等事故が生じた場合の取締役会等への報告体制及び処理・手続が整備され、速やかに再発防止策が講じられる体制が構築されているか。

2. リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

- ① 代表取締役及び取締役会は、リスク管理を軽視することが、財務の健全性を損なうとともに、企業の信用失墜（レピュテーション）につながり、会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- ② 取締役会等は、会社としてどの程度の収益を目標とし、どの程度のリスクをとるのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、営業部門等の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を行っていないか。
- ③ 取締役会等は、戦略目標を踏まえてリスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じて

いるか。加えて取締役会等は、リスク管理の方針を定期的に、あるいは戦略目標に変更が生じた場合など必要に応じて隨時に見直しているか。

- ④ 担当取締役は、リスクの所在及びリスクの種類・特性を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理の手法を理解するとともに、リスク管理の重要性を認識し、適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。
- ⑤ 取締役会は、自社が抱えるリスクの種類を明確に把握し、必要なリスク管理態勢を構築しているか。
- ⑥ 取締役会は、リスクの種類ごとに管理を行う体制を整備するとともに、全てのリスクを統合して管理できる体制を整備しているか。また、例えば営業部門等とリスク管理部門を分離するなど相互牽制等の機能が十分発揮されるような体制となっているか。加えて組織体制については、必要に応じ隨時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。
- ⑦ 取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受けているか。また、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に反映・活用しているか。
- ⑧ 取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、担当者の配置、その陣容及び人事管理についての方針を明確に定めているか。
- ⑨ 取締役会等は、リスク管理部門の権限と責任の明確化を図り、適切なリスク管理を行うための組織体制の整備、見直し及び人員配置を行う態勢を構築しているか。
- ⑩ 取締役会等は、決定した戦略目標及びリスク管理の方針に従い、適切なリスク管理態勢を整備しているか。
- ⑪ 取締役会等は、市場における相場の大暴落などの危機発生時等においても、的確な情報把握と適切なリスク管理を行うための体制を整備しているか。
- ⑫ 監査役は、リスク管理に関する取締役会に必ず出席しているか。

(2) リスク管理手法及び規程の整備

- ① リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理の手法を構築し、適切なリスク管理のための社内規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、必要に応じて、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するよう努めているか。
- ② リスク管理手法や社内規程の内容は、営業部門等の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。
- ③ 低スプレッドの店頭商品デリバティブ取引を提供する場合に、低スプレッド取引のリスクを十分に認識し、当該取引の取引量、取引内容及び自社の財務状況に与える影響等を把握するなど、適切なリスク管理態勢を構築しているか。
- ④ リスク管理のための社内規程には、手続、権限、必要書類及び緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、リスク管理部門は、職員が

社内規程を遵守しているかを検証しているか。

(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割

- ① リスク管理部門の責任者は、リスク管理の重要性を認識し、その所在及び種類・特性を正確に把握しているか。また、各部門ごとにリスク管理担当者を配置した場合には、リスクの測定・モニタリング・管理の手法について、当該部門ごとに配置したリスク管理担当者に理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。
- ② リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針及び社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための体制の整備を図っているか。
- ③ リスク管理部門の責任者は、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法を見直しているか。
- ④ リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類や取扱商品を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。
- ⑤ リスク管理部門の責任者は、取締役会等で定められた方針に基づき、リスク管理担当者の能力を向上させるための研修体制を整備するなど、専門性を持った人材の育成を行っているか。なお、社内においてリスク管理を重視するとの考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。

(4) リスク管理部門の独立性

- ① 取締役等は、リスク管理部門の役職員に営業部門等の業務を行わせるなど、利益相反の関係が生じ得る体制を構築していないか。また、他の取締役又は監査役は、このような体制が構築されないよう、十分な監視を行っているか。
- ② リスク管理部門は、営業部門等からの影響を受けることなく、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に基づき、組織全体のリスク管理態勢の設計・管理の状況を含めたリスク情報を定期的に又は必要に応じて随時、代表取締役及び取締役会等に報告しているか。
- ③ リスク管理部門は、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅するとともに、代表取締役及び取締役会等が適切に評価及び判断できるように分かりやすく、かつ正確に報告しているか。
- ④ リスク管理部門の担当取締役が営業部門等を兼務するなど、独立性を阻害するおそれのある体制が構築されていないか。なお、リスク管理部門が営業部門等から独立していない場合及びリスク管理部門の担当取締役が営業部門等の取締役と兼務している場合にも、その体制のあり方は十分に合理的であるか、適切なリスク管理を行うための牽制機能は働いているか。

- ⑤ リスク管理部門は、営業部門等への指示事項が適切に実行されているかなどの検証を行っているか。

3. 純資産額規制関連リスクの管理態勢

(1) 純資産額規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割

- ① 取締役会は、純資産額規制比率が商品先物取引業者の健全性を計る最も重要な指標であることを認識するとともに、純資産額規制比率に係る下記の規制を理解しているか。

【純資産額規制比率に係る規定】

ア 100%を下回った場合の業務停止命令、許可取消し（法第235条第2項及び第3項）

イ 120%の維持義務（法第211条第2項）

ウ 120%を下回った場合の監督命令（法第235条第1項）

エ 140%を下回った場合の届出、回復した場合の届出（法第211条第1項、規則第100条第3項）

オ 公衆縦覧義務（法第211条第3項）

- ② 取締役会は、純資産額規制比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続を整備しているか。

- ③ 取締役会は、委託者等未収金が純資産額規制比率に大きな影響を及ぼすことを理解し、その解消について適切に対応しているか。

- ④ 純資産額規制比率を管理する部門を担当する取締役は、営業日ごとに計算される市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を的確に把握しているか。

- ⑤ 純資産額規制比率を管理する者は、法第211条第4項に規定する純資産額の計算に必要となる情報並びに市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の計算に必要となる情報について、常時、網羅的に収集するための施策を講じているか。

- ⑥ 純資産額規制比率の管理状況について、定期的に内部監査等による評価を受けるとともに、必要に応じて、管理態勢の見直しを図っているか。

(2) 純資産額規制比率を管理する者等の役割

- ① 純資産額規制比率を管理する者は、採用する市場リスク相当額を算出するためのポジションの把握、リスクの計算方法等を定めた市場リスク管理のための規程を策定し、取締役会等の承認を得ているか。

- ② 純資産額規制比率を管理する者は、正確な主要勘定残高表などの各種財務・経理資料等により、法令等に準拠した純資産額規制比率が算出されていることを検証しているか。

- ③ 純資産額規制比率を管理する者は、経理部門等が作成する主要勘定残高等の各種財務・経理資料等について、経過勘定科目等のチェックを経た正確な財務

データを入手しているか。

- ④ 純資産額規制比率を管理する者は、毎月、純資産額規制比率の推移及び変動要因を把握し、これを取締役会等に報告しているか。
- ⑤ 経理部門を担当する取締役は、固定資産を流動資産に計上したり、一時的な流動化等により意図的に控除資産を過少計上するなどの純資産額規制比率向上策を防止するため、資産内容を常に確認・検証する等の体制を構築しているか。

(3) 純資産額規制比率に係るリスク相当額の管理状況

市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出に当たっては、計算システムの設置や社内管理体制を整備しているか。また、各リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。

4. システムリスク管理態勢

(1) システムリスクに対する認識等

業務基盤がシステムにより担われている商品先物取引業者等にあっては、取締役会等において、システムの特性や業務における利用環境及びシステム運用環境等より想定されるリスクの種類と所在を認識し、リスクが顕在化した際の影響を把握するとともに、影響度に応じた管理方針を定めているか。

(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立

- ① システム管理部門の責任者は、システムリスクの種類、潜在的規模や発生可能性を分析し、予想損失額を計量化するなど、システムリスクを適切に評価しているか。
- ② 取締役会等は、会社が認識しているリスクについて、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当てるとともに、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。
- ③ システム管理部門の責任者は、会社が認識しているリスクについて、具体的な管理基準や手順等を定めた管理規程を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、対応部署の役割と責任において適切な管理を行う体制を整備しているか。
- ④ 取締役会等は、会社が認識しているリスクに係る問題点を把握するための報告体制を整備し、これに沿った迅速な対応を図る体制を整備しているか。
- ⑤ 取締役会等は、会社を取り巻く環境の変化に応じ、リスクの再評価とこれに対応するための適切な組織（役割と責任及び人員）や管理規程等を適宜見直すことにより、実効性が維持される体制を構築しているか。

(3) 安全対策の整備

① システムの運用及び保守管理体制の整備

- ア システム管理部門の責任者は、業務基盤となるシステムが安全かつ安定的に稼動するために、その阻害要因となるリスクの種類と所在を把握し、リスクを顕在化させない、又は、顕在化した際にその影響を最小限に留めるための管理方針を定めているか。
- イ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づく安全管理基準を定め、予防保全の観点から定期的なシステムの点検を実施しているか。また、その記録を残しているか。
- ウ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、（ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る）必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当て、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を探り、実効性のある体制を整えているか。
- エ 安全管理に必要な点検項目や手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。
- オ 安全管理のための点検が社内規程やマニュアル等に基づき定期的（年次、四半期、月次及び日次等）に実施されており、点検の状況や結果についての記録を保存することにより、その内容を事後的に検証する等の方策がとられているか。

② システムの企画及び開発管理体制の整備

- ア システムの企画に際しては、経営計画及び組織の基本方針を踏まえ、システム活用の目的が明確にされているか。
- イ システム計画については、取締役会等における組織の意思決定の手順に則り、承認されているか。承認に際しては、意思決定に必要な情報（期待される効果、導入時期、導入に伴うリスク及び必要なリソース（投資額及び組織体制）等）が明示され、取締役会等の十分な理解と必要な議論・検討が行える手順が取られているか。
- ウ システムの企画及び開発部門のみならず、利用部門も参画した推進体制が整備されているか。また、システムに関する知識及び技術を有する要員及びシステム化対象業務に精通した要員が参画しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を探り、実効性のある体制を整えているか。
- エ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。
- オ システムの企画及び開発における成果物について標準を定め、その確認方法や手順、判断基準等を開発基準書として文書化し、関係者へ周知徹底しているか。
- カ システムの企画においては、システムの導入に伴う業務への影響を認識し、導入後に混乱が生じないよう導入計画が検討されているか。また、導入時期

は、営業を優先した無理なスケジュールとしていないか。更に、運用や保守についても検討されているか。

- キ 開発するシステムの特性を考慮し、開発に伴い想定されるリスクを認識し、開発工程における管理項目として、開発中、継続的な状況把握を行える仕組みを設けているか。また、認識しているリスクの顕在化を想定した検討体制や意思決定手順など、対応方針が明確にされているか。
- ク システムの設計に際しては、想定される利用環境及び業務における重要度を勘案し、移植性、信頼性、効率性、使用性、検証性、理解容易性、変更容易性等の品質特性を検討し、確保すべき品質が明確にされているか。また、その品質を確保するための方策を検討するなど、実現可能な開発体制が整備されているか。
- ケ 新技術の採用に際しては、採用実績等や懸念されるリスクを認識しているか。また、普及安定期に入った技術に関しては、システム納入ベンダーのサポート期間や陳腐化リスクについても考慮しているか。
- コ 開発及び予算の進捗状況、また、各工程における品質の状況に関する報告体制を明確にし、適切な情報収集と必要な対応ができる体制を構築しているか。

(4) システム統合

- ① 取締役会等は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備するとともに、必要な情報について役職員への周知徹底を図っているか。
- ② テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。
- ③ 業務を外部委託する場合であっても、会社自ら関与する体制を構築しているか。
- ④ システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人等外部の専門家等による評価を活用しているか。
- ⑤ 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

(5) 障害発生時の対応

- ① 障害の発生に備え、公益又は委託者等の保護の観点から速やかな復旧が図られるよう、復旧手順及び方策について標準化を図っているか。また、障害の発生を想定した業務の継続や復旧作業の訓練を行うなど、実効性のあるものとなっているか。
- ② システム障害発生時に適切かつ速やかな対応が行えるよう、システムに精通した要員を育成し、かつ、必要な際の連絡手段を確保しているか。
- ③ システム障害発生時に、委託者等に無用な混乱を生じさせないため、情報の開示範囲や基準に加え、必要な手順及び手段等を定めているか。

- ④ 会社にシステムに精通した要員が在籍していない場合は、システム納入ベンダー等との間に必要な保守契約を締結する等の方策を講じているか。
- ⑤ システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて隨時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。
- ⑥ 障害発生時、復旧時及び原因解明時等において、速やかに主務省に報告する体制を整備しているか。

(6) コンティンジェンシープラン

- ① 障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。
- ② 非常事態の定義、意思決定の手順及び意思決定者不在の時の代替者の責任と役割等を明確にしているか。
- ③ 障害発生を想定した定期的な訓練等によりコンティンジェンシープランの実効性に係る検証を行っているか。
- ④ 会社を取り巻く環境の変化や組織の変更、要員の異動等をコンティンジェンシープランに反映させるよう、適宜、必要な見直しを図っているか。
- ⑤ 非常事態発生時の委託者等に対する情報の開示について、手順や手段等を定めているか。
- ⑥ 大規模地震等の広域災害を考慮し、役職員の安否確認の方法と手順を策定しているか。また、オフィス等の設備が利用できない場合の業務継続について考慮しているか。

(7) 外部委託先管理

- ① 外部委託に係る管理体制
 - ア 業務委託を行う目的及び効果を明確にしているか。
 - イ 業務委託を行うことによるリスクを認識し必要な対応を検討しているか。
 - ウ 業務委託を行う対象業務、会社の役割と責任、対応部署及び管理責任者を明確にしているか。
- ② 業者評価基準と定期的評価
 - ア 委託先の選定基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく選定が行われているか。
 - イ 委託先の評価基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく評価が行われているか。また、委託業務の内容を分析し、問題がある場合は必要な対応を行っているか。
- ③ 委託先との契約
 - 業務委託を行うことによるリスクを認識し、契約において機密保持、再委託条項、監査権限、サービスレベル及び紛争解決方法等を明確に定めているか。
- ④ 委託業務の管理

- ア 委託先における事故、不正等の防止及び機密保持等の対策の実施状況を把握し、必要な措置を講じているか。
- イ 運用及び保守に係る業務委託については、契約で定めたサービスレベルが保障されていることを会社として確認しているか。
- ウ 開発に係る業務委託については、
 - a 利用部門の承認を得た要求仕様を書面にて明確に定義し、委託先へ提示しているか。
 - b 品質及び進捗状況を把握し、必要な対策を講じているか。
 - c 利用部門が受入テストに参加し、検収条件を定めるなど品質を確認しているか。

(8) システム監査

① システム監査の実施

- ア システム部門から独立した内部監査部門を設置し、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。
- イ 会社組織内部にシステムに精通した監査要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等により、システム監査を実施しているか。なお、外部の専門家を活用する場合にも、会社が認識しているシステムリスクに関する問題点の洗い出しと、継続的に改善を図るとの目的が達成できる監査体制としているか。
- ウ 会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。
- エ システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性がある監査を行っているか。
- オ 監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクに係る業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検証しているか。更に、監査結果が速やかに取締役会等に報告される体制を整備しているか。

② 問題点のは是正

取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。

5. その他リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

- ① 取締役会等は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。
- ② 取締役会等は、資金繰りリスクの顕在化による経営への影響を十分認識し、適切な資金繰り管理を行う体制を構築しているか。

- ③ 取締役会等は、決定した戦略目標を踏まえた資金繰りリスク管理の方針を定め、適切な資金繰りリスクの管理体制を整備しているか。
- ④ 担当取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、業務内容や調達の状況等を踏まえ、必要に応じ、トレーディング商品等の資産の運用限度額等のリミットの設定及び見直しを行い取締役会等に対して報告を行っているか。また、取締役会等は、報告を受けた内容が資金繰りリスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。
- ⑤ 取締役等は、事業内容や財産状況を開示することの重要性を認識し、適切な情報開示を行うための施策を講じているか。

(2) 適切な資金繰りリスク管理態勢の確立

- ① 資金繰りリスクを管理する者は、資金繰りリスク管理の方針に従って、責任者の権限の範囲や報告体制等を明確にした資金繰りリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、コンティンジエンシープランは業務内容等を踏まえた適切なものとなっているか。
- ② 資金繰りリスクを管理する者は、リスク管理の方針及びリスク管理の規程に従い、適切に資金繰りリスク管理を実行しているか。
- ③ 資金繰りリスクを管理する者は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自社の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。また、円貨・外貨別、国内・海外別に資金繰りリスクを管理する者が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを適時・適切に把握・管理できるものとなっているか。
- ④ 資金繰りリスクを管理する者は、営業部門等の報告等を基に、資金使用予定期額、調達可能額等資金繰りの状況を正確に把握しているか。
- ⑤ 資金繰りリスクを管理する者は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次の資金繰り見通しを作成しているか。
なお、日中の資金・担保繰りについても適切にモニタリングしているか。
また、月次及び四半期等の中長期の資金繰り見通しを作成しているか。
 - ア 決済期日・金額の集中管理
 - イ ポジションの管理
 - ウ 担保繰りの管理
 - エ キャッシュの管理
 - オ 各国通貨毎の資金繰りの管理等
- ⑥ 資金繰りリスクの管理に当たっては、市場環境の変動等による資金繰りに対する影響を早期に把握し、必要に応じ、取締役会等に報告する体制を整備しているか。なお、資金繰りリスクの管理に当たっては、隨時、情報を入手できる権限、システム等を装備しているか。
- ⑦ 資金繰りリスクを管理する者は、定期的又は状況に応じ隨時、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に報告しているか。

- ⑧ 営業部門等は、資金繰りの状況に応じた業務運営を行っているか。
- ⑨ 資金繰りリスクを管理する者は、資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、破綻懸念時又は危機時等）に応じた決済等に対する資金調達手段を確保しているか。また、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産の保有残高等を常時把握するとともに、市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。特に、誤発注等により多額の資金調達が必要な場合等を想定し、調達限度額を把握するとともに、これを超過する場合の金融システムへの影響を最小限に抑えるための方策を検討しているか。

(3) 情報開示

- ① 情報開示を担当する者は、開示内容の正確性を検証するための体制を構築しているか。
- ② 情報開示を担当する者は、正確な情報開示を行うとの観点から、適切な区分経理や、客観的な時価の把握を行うための方策を講じているか。

(4) グループリスク管理

- ① 取締役等は、いわゆる金融コングロマリットを構成する商品先物取引業者等に該当する場合、又は国際的に活動する商品先物取引業者等グループの一員に該当する場合には、他のグループ会社の経営状態が当該商品先物取引業者等に与える影響等を十分認識し、必要な情報収集及びグループ一体としてのリスクの管理手法を構築しているか。
- ② いわゆる金融コングロマリットを構成する企業グループに該当しない場合であっても、関係会社に所在する各種リスクについては、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理する体制としているか。
- ③ 取締役等は、信用リスクを有する資産及びオーバランス項目を統合した上で、商品先物取引業者等と連結対象子会社等とを法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。
- ④ 連結対象子会社等に対して信用の供与又は資金の供与を行っている場合は、それらの社の財務状況等について、実現した損失、有価証券等の含み損、営業貸付金の内容等の保有リスク及び損失等を確認し、その財務状況等が商品先物取引業者等に及ぼす影響について的確に把握するなど管理・牽制機能が適切に働いているか。
- ⑤ 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社等の業務内容を踏まえ、当該連結対象子会社等の資金繰りの悪化が当該商品先物取引業者等に及ぼす影響について的確に把握するなど、管理・牽制機能が適切に働いているか。

6. 監査等態勢

- ① 内部監査部門は、全ての業務の適切性を検証、評価し、報告を受ける体制を整備しているか。
- ② 内部監査部門は、営業部門等が作成した自主点検等の実施要領等を確認しているか。
- ③ 営業部門等自身による自主点検等は、実施要領等に基づき、実効性ある点検等を実施しているか。
- ④ 営業部門等は、自主点検等の結果等（事務処理ミスの頻度、重要性、原因、改善策及び改善結果等を含む。）について、内部管理部門等に対して、定期的かつ必要に応じて報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、必要に応じ、取締役会等に報告する体制を整備しているか。
- ⑤ 時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。
 - ア 時価算定の客観性確保の状況を内部監査の重点事項に含めているか。
 - イ 規程どおりの時価算定が行われるなど、適切な処理が行われ、内部牽制が効果的に機能しているか。
- ⑥ 監査対象は、電子取引業務全体を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等における管理状況等を監査対象としているか。

III-2-1 業務編・基本的確認項目

業務の状況に関する検査は、商品先物取引業者等の業務内容について、その特質並びに傾向を明らかにするとともに、商品先物取引業者等の業務の公共性を認識して、法令等を遵守し、商品デリバティブ取引の扱い手にふさわしい業務を行っているかどうかを見極めつつ、業務の根幹に関わる問題点の発見とその発生原因を明確にすることに目標を置いて実態把握を行うものとする。

1. 基本的態度に係る着眼事項

(1) 業務の状況に関する実態を把握するため、次の点を着眼点とする。

- ① 法令等は正しく遵守されているか。
- ② 営業体制及び営業方針等からみて営業姿勢は適正か。
- ③ 営業上の問題点及びその発生原因は何か。なお、発生原因については、検査対象先の態勢の状況を検証し、経営管理上の基本的問題の把握に努める。

(2) 着眼点の確認に当たっては、以下の事項を検討し、検査方針の参考とする。

- ① 業務の種別、規模、特徴及び流れ等を把握し、これらから経営方針等に沿った業務運営が行われていると考えられるか。
- ② 営業の特徴及び動向を示す計数を把握し、これによりどのような営業姿勢がとられていると考えられるか。
- ③ 営業方針及び営業推進方策（営業上の具体的指令、業績の考課等）は適正と考えられるか。
- ④ それらは営業内容の実態と隔絶したものとなっていないか。また、それらが営業姿勢についての問題点の原因となっていないか。

(3) 勧誘資料、営業企画の資料及び各種会議録等から、どのような営業が行われていると考えられるか。

2. 内部管理

(1) 基本的事項の検証

- ① 許可申請書及びその添付書類に記載されている事項と商品先物取引業者等の業務の実態等が異なっていないか。
- ② 変更届出書等の主務大臣への届出は適正に行われているか。また、届出内容に誤りはないか。
- ③ 同じグループ内の他社に異動した職員に、引き続き業務を行わせていない

か。

- ④ 業務に関する帳簿や取引記録等の証拠書類は、法令及び社内ルール等に従い適切に作成・保存しているか。
- ⑤ 事務処理ミス等による損金の委託者等への支払は、適正に処理されているか。他の経費科目等により委託者等の損失を補てんしていないか。
- ⑥ 役員を採用するに当たり、履歴の把握を適切に行い、法令に定める許可拒否要件に該当しないことをチェックしているか。
- ⑦ 内部管理担当者は、取引記録や契約書、業務に関する帳簿等を活用し、適切な営業活動が行われているかという観点から、日々検証を行っているか。
- ⑧ 法令に基づき許可等の手続を適切に行っているか。
- ⑨ 法令に基づき営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に標識を掲示しているか。純資産額規制比率（金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）である商品先物取引業者については、金融商品取引業等に関する内閣府令第180条第1項第3号に規定する自己資本規制比率とすることができる。）を記載した書面を全ての営業所又は事務所に備え置き公衆の縦覧に供しているか。勧誘方針を法令に定める方法により適切に公表しているか。特定委託者等以外の顧客である法人又は個人が特定委託者とみなされる場合並びに特定委託者及び特定当業者以外の法人が特定当業者とみなされる場合の期限日について掲示その他適切な方法により公表しているか。

(2) 勧誘等の状況の検証

- ① 法令に違反する勧誘等となっていないか。
- ② 法令に基づき取引態様等の事前明示義務を果たしているか。

(3) 書面の交付等及び説明状況の検証

- ① 法令に基づき適正に書面を交付しているか。
- ② 法令に定める説明義務を果たしているか。

(4) 広告審査等の状況の検証

広告その他広告類似行為が法令に基づき適正になされているか。

(5) 不公正取引等の確認状況の検証

商品先物取引業者及び委託者が行う商品市場における取引が法令に定める不公正なものとなっていないか。

3. 委託者等情報の管理

- ① 委託者等の取引に関する情報を適切に管理しているか。

- ② 委託者等情報について、担当部署が一元的に管理し、アクセス権限の制限等により漏えいや悪用等が未然に防止されているほか、情報の利用状況を検証しているか。
- ③ 委託者等情報について、当初の利用目的を超えて利用する場合又は第三者に提供する場合は、原則として、書面による同意を得るとともに、当該同意書を適切に保管しているか。
- ④ 委託者等の信用情報及び財務情報並びに個人である委託者等の機微情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。なお、機微情報については、法的に許される場合を除き、取得、利用又は第三者提供を行っていないか。
- ⑤ 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を原則書面により、本人に通知し、又はホームページ等で公表しているか。
- ⑥ 役職員（パート・アルバイト社員、派遣社員を含む。）がその業務に関して知り得た個人情報を、在職中及びその職を退いた後において、第三者に知らせないこと、又は利用目的以外に使用しないことを内容とする契約を採用時に締結しているか。
- ⑦ 個人情報の取扱いについて苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速に処理しているか。
- ⑧ 個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、以下の措置をとっているか。
 - ア 漏えい事案等の対象となった本人への事実関係等の速やかな通知
 - イ 内部管理部門及び取締役会等へ報告
 - ウ 直ちに主務大臣へ報告
 - エ 二次被害の防止等の観点から、早急に、事実関係及び再発防止策等の公表
- ⑨ 内部管理部門等は、商品先物取引仲介業者及び外部委託先が委託者等情報を適切に管理し、委託者等情報の漏えい等が発生した場合においても適切な対応を行っているかについて把握しているか。

4. 取引時確認等

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」記載の措置の実施状況を以下のような点に留意して把握する。

（注）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）を適切に防止するため、顧客の取引時確認を徹底するなど、顧客管

理体制を整備しているか。

- ② 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。
 - ③ 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がマネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。
 - ④ 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査しているか。
 - ⑤ 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してマネロン・テロ資金供与等の危険性の程度が高いと認められる取引を行う際には、統括管理者（犯収法第11条第3号に基づく統括管理者をいう。以下同じ。）が承認を行っているか、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。
 - ⑥ 顧客の取引時確認に当たっては、以下の点に留意しているか。
 - ア 法人の取引時確認を行うに際し、法人の取引担当者の取引時確認を行っているか。
 - イ 代理人を利用した取引については、委託者等と代理人の双方の取引時確認を行っているか。
 - ウ 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国P E P s（注）該当性の確認を行っているか。
- （注）外国P E P sとは、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。
- とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に基づく下記a～dのような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、委託者等の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行っているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合（200万円を超える財産の移転を伴う取引）について、適正に確認を行っているか。
- a 取引の相手方が関連取引時確認に係る委託者等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
 - b 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽つ

- ていた疑いがある委託者等との取引
- c 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する委託者等との取引等
 - d 外国P E P sに該当する委託者等との取引
- エ 海外の本支店や現地法人、グループ会社等で取引時確認が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等は、法令上必要な取引時確認を行っているか。
- ⑦ 取引時確認の方法は、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）に応じて、法令に基づき適切に行っているか。
 - ⑧ 役職員の採用に当たって、マネロン・テロ資金供与対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。また、管理職レベルのマネロン・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。
 - ⑨ 取引時確認等の方法に関し、役職員に対して周知徹底を図っているか。例えば、マニュアルを作成し各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなどの措置を講じているか。
 - ⑩ 委託者等の取引時確認に関する記録及び委託者等との取引記録等を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。
 - ⑪ 取締役等は、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置し、疑わしい取引の届出を的確に行うための管理体制を整備しているか。
 - ⑫ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、犯収法に定める犯罪による収益の範囲を正確に理解した上で、マニュアル等の作成により報告体制を整備するとともに、役職員に対し、疑わしい取引に該当する事例を示すなどにより周知徹底を図っているか。
 - ⑬ 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、商品先物取引業者が取得した取引時確認情報、顧客属性、取引態様、取引時の状況その他の商品先物取引業者が取得・保有している当該取引に係る具体的な情報及び犯罪収益移転危険度調査書を総合的に勘案し、犯収法第8条第2項並びに犯収法施行規則第26条及び第27条に基づく適切な検討の上、届出の必要性の判断が行われているか、また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。
 - ⑭ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、役職員から疑わしい取引に関する報告があった場合、速やかに主務大臣に届け出ているか。
 - ⑮ 顧客管理に関する統括部門は、疑わしい取引に関する主務大臣への届出漏れがないかを事後的に検証しているか。
 - ⑯ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、ある取引が疑わしい取引であると判断した場合、当該取引及び口座に関し、疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことが当該委託者等若しくはその関係者に漏れない範囲で、必要に応じ、適切な措置を適時に実施しているか。

- ⑯ 顧客管理態勢について定期的に内部監査を実施しているか。
- ⑰ 海外営業拠点（支店、現地法人等）のマネロン・テロ資金供与対策を的確に実施するための体制が整備されているか。
- ア 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、マネロン・テロ資金供与対策を適切に行ってい るか。
- (注) 特に、FATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の体制の整備が求められるこ とに留意する必要がある。
- イ 現地のマネロン・テロ資金供与対策のために求められる義務の基準が、国 内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した 対応を行っているか。
- ウ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内にお けるのと同水準の適切なマネロン・テロ資金供与対策を講じることができな い場合には、以下のような事項を速やかに主務省に情報提供しているか。
- ・当該国・地域
 - ・マネロン・テロ資金供与対策を講じることができない具体的な理由
 - ・マネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するための代替措置を 取っている場合には、その内容

5. 反社会的勢力への対応

- ① 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止す るための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。
- ② 反社会的勢力対応部署は、対応マニュアルの整備や継続的な研修の実施、 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部 専門機関」という。）との平素からの緊密な連携等、反社会的勢力との関係 遮断に向けた取組を行っているか。
- ③ 反社会的勢力対応部署は、グループ内での情報共有や自主規制機関及び外 部専門機関を活用するなどにより、反社会的勢力に関する情報を積極的に收 集・分析収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構 築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）しているか。
- ④ 反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、 契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力 が取引先となることを防止しているか。
- ⑤ 既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢を整備しているか。
- ⑥ 反社会的勢力との取引解消に向けた以下の取組を実施しているか。

- ア 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。
 - イ 平素から外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進すること。
 - ウ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、関係の遮断を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意すること。
 - エ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備すること。
- ⑦ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、その旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うとともに、積極的に外部専門機関に相談する等の対応をおこなうこととしているか。

III-2-2 業務編・個別的確認項目

商品先物取引業者等の業務の状況に関する検査は、リスクの高い商品デリバティブ取引を顧客に提供するとともに、顧客から金銭又は有価証券の預託を受ける立場にもある商品先物取引業者等が、その責任と役割を適切に遂行しているかを把握し、法令等違反行為を厳しく追及することで、公益又は顧客保護を図ることを目的とする。

1. 営業姿勢等

(1) 適合性の原則遵守

- ① 外務員が顧客に対する勧誘を行うに当たって以下の点に留意し、十分に顧客保護の観点から適切なものになっているか。
 - ア 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性について十分把握しているか。
 - イ 顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行っていないか。
- ② 審査手続については、顧客の類型やビジネスモデルに応じた適合性の審査にふさわしい手続きを定めているか。その中で、特に厳格な審査については、本店レベルにおいて、営業部門とは独立した組織である管理部門において適合性を厳格に審査しているか、また、総括管理責任者（最終的に管理部門を総括する役員クラスの者）がこれを決裁しているか。この場合において、審査過程と判断根拠を具体的に記載した書面を作成しているか。

(2) 勧誘等の状況

- ① 不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げていないか。
- ② 商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げていないか。
- ③ 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他規則で定める事項についての顧客の指示を受けないでの委託を受けていないか。

規則第102条第1項第4号に定める場合には、委託者から資金総額について同意を得た上で、規則第101条各号に掲げる事項のうち指示がないものについて、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、商品先物取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受けているか。また、その契約の概要その他の参考となる事項を記載した書面を委託者に交付しているか。

- ④ 顧客から商品市場における取引の委託を受け又は外国商品市場取引の委託を受け、その取引の申込みの前に自己の計算において、当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額で商品取引をしていないか。
- ⑤ 委託又は申込みを行わない旨の意思（その委託又は申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、再勧誘をしていないか。
- ⑥ 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていないか。
- ⑦ 商品取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘を行っていないか。
- ⑧ 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、特定の上場商品構成品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引の数量及び期限を同一にすることを勧めていないか。
- ⑨ 商品市場における相場等に係る変動により損失額が取引証拠金等の額を上回るおそれがある商品取引契約及び店頭商品デリバティブ取引に係る商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない個人顧客に対し、規則第102条の2に定める事項に反して、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結の勧誘を行っていないか。
- ⑩ その他次の勧誘等の禁止行為をしていないか。
- ア 委託者等に対する債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させていないか。
- イ 故意に、商品市場における取引の受託に係る取引と自己の計算による取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をしていないか。
- ウ 無断売買はしていないか。
- エ 商品市場における取引につき、事項を偽って商品取引所に報告していないか。
- オ 商品取引契約につき、顧客若しくは指定した者に対し、特別の利益を提供することを約したり、また特別の利益を提供していないか。
- カ 商品取引契約につき、顧客に対し取引単位を告げないで勧誘していないか。
- キ 商品取引契約につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めていないか。
- ク 商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をしていないか。
- ケ 商品市場における取引等又は海外商品市場取引等につき、特定の商品の売付け又は買付けと対当する取引であって、これらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引を理解していない顧客から受けていないか。
- コ 不招請勧誘の禁止の対象である商品取引契約の締結の勧誘を目的としたセミナー等の開催を、その旨を明示することなく行っていないか。
- サ 商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づ

いて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受けていないか。

- シ 商品市場における取引等に関し、顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況で、商品先物取引に係る行為を継続していないか。
- ス 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続していないか。
- セ 委託を行った商品先物取引仲介業者に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続していないか。
- ソ 委託を行った商品先物取引仲介業者の商品取引事故につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続していないか。
- タ 委託を行った商品先物取引仲介業者に顧客に対する金銭又は有価証券の受渡しを行わせていないか。
- チ 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、ロスカット取引※を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続していないか。
※ ロスカット取引については9ページの(14)を参照のこと。
- ツ 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、ロスカット取引※を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続していないか。
※ ロスカット取引については9ページの(14)を参照のこと。
- テ 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、実預託額が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を預託させることなく、継続して当該店頭商品デリバティブ取引を行っていないか。
- ト 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客に不足額を預託させることなく、継続して当該店頭商品デリバティブ取引を行っていないか。
- ナ 顧客から商品市場における取引の委託を受けようとする際、特定取引を行っているにもかかわらず、特定取引を行っている旨又は当該委託に係る取引と当該商品先物取引業者等の取引において利益が相反するおそれがある旨を説明しているか。
- ニ 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理行為を業として行う場合において、その顧客の取引と対等する取引の勧誘等の行為をしていないか。
- ヌ 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理行為を業として行う場合において、売付

け価格及び買付け価格の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しているか。

- ネ 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項の提示を要求した顧客に提示しているか。
- ノ 商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受ける行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続していないか。
- ハ 規則第103条第1項第26号に規定する特定店頭商品オプション取引について、同号イ及びロに掲げる措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、当該特定店頭商品オプション取引を行っていないか。
- ヒ 規則第102条の2第2号又は第3号の規定に掲げる行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容とされた同条第2号ハ又は第3号ハ（1）から（3）までに掲げる事項に反して取引を行っていないか。
- フ 商品先物取引業者等の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、規則第102条の2第2号又は第3号に掲げる行為を行っていないか。
- ⑪ 商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめ顧客に対し自己が行う行為につき、取引態様のいずれに該当するかの別を明らかにしているか。
- ⑫ 顧客から店頭商品デリバティブ取引に関する注文を受けようとするときにあらかじめ、顧客に対し自己が相手方となるのか、又は媒介等をして取引を成立させるのかの別を明らかにしているか。

(3) 書面の交付状況等

- ① 商品取引契約を締結しようとするとき、法令に定める契約締結前交付書面を適正に交付しているか。
- ② 商品取引契約を締結する場合には、契約締結前交付書面を交付し、説明すべき事項が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解するために必要な方法及び程度によって説明をしているか。
- ③ 法に基づく顧客への交付書面の交付記録及び交付書面の写しの保存等が適正に行われているか。
- ④ 商品取引契約に係る取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもって取引の成立の通知を行っているか。
- ⑤ 委託者等から預託すべき取引証拠金等を受領した時は、委託者に対し、直ち

にその旨を記載した書面を交付しているか。

- ⑥ 特定委託者（法第2条第25項第7号又は第8号に掲げる者をいう。以下同じ。）から、商品取引契約の申込みを受けた場合であって、商品取引契約を過去にその特定委託者との間で締結したことがない場合には、その特定委託者に対して、その申込みに係る商品取引契約を締結するまでに一般顧客として取り扱うよう申出ができる旨を告知しているか。
- ⑦ 特定委託者から、一般顧客として取り扱うよう申出を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うままでに、当該申出を承諾しているか。
- ⑧ ⑥の申出を承諾する場合に申出者に対し、あらかじめ法令で定める事項を記載した書面を交付しているか。
- ⑨ 特定商品取引契約の締結に関して申出者が一般委託者とみなされる場合において、その特定商品取引契約に基づきその申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、相手方商品先物取引業者等に対し、あらかじめその申出者が一般顧客とみなされることを告知しているか。
- ⑩ 一般顧客から特定委託者への復帰申出を承諾する場合には、あらかじめ法令で定める事項を記載した書面により復帰申出者の同意を得ているか。
- ⑪ 特定委託者等以外の顧客である法人から自己を特定委託者として取り扱うよう申出を受けこの申出を承諾する場合、あらかじめ法令で定める事項を記載した書面により申出者の同意を得ているか。
- ⑫ 特定商品取引契約の締結に関して申出者が特定委託者とみなされる場合において、その特定商品取引契約に基づきその申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、相手方商品先物取引業者等に対し、あらかじめその申出者が特定委託者とみなされることを告知しているか。
- ⑬ 特定委託者から一般顧客への復帰申出を受けた後最初の商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うままでに当該申出を承諾しているか。
- ⑭ 上記⑬の復帰申出を承諾する場合には、復帰申出をした法人に対し、法令で定める事項を記載した書面を交付しているか。
- ⑮ 特定委託者以外の顧客である個人から自己を特定委託者として取り扱うよう申出を受けた場合には、申出者に対し、法令で定める事項を記載した書面を交付しているか。また申出者が法令で定める要件に該当する者であることを確認しているか。
- ⑯ 個人顧客が特定委託者から一般顧客への復帰申出を受けた後最初の商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うままでに当該申出を承諾しているか。
- ⑰ ⑯の復帰申出を承諾する場合には、復帰申出をした者に対し、法令で定める事項を記載した書面を交付しているか。
- ⑱ 特定当業者から、商品取引契約の申込みを受けた場合であって、商品取引契約を過去にその特定当業者との間で締結したことがない場合には、その申込みに係る商品取引契約を締結するまでにその特定当業者に対して、一般顧客とし

て取り扱うよう申出ができる旨を告知しているか。

- ⑯ 上記⑦から⑩までの記載は特定当業者に準用する。この場合特定委託者とあるのを特定当業者と読み替えるものとする。
- ⑰ 特定委託者及び特定当業者等以外の法人から自己を特定委託者として取り扱うよう申出を受けこの申出を承諾する場合、あらかじめ法令で定める事項を記載した書面により申出者の同意を得ているか。
- ⑱ 上記⑯から⑭までの記載は特定当業者に準用する。この場合特定委託者とあるのを特定当業者と読み替えるものとする。

(4) 広告審査等の状況の検証

- ① 商品先物取引業の内容について広告その他広告類似行為するときは、法令で定める事項を適正に表示しているか。
- ② 商品先物取引業に関して広告その他広告類似行為をするときは、法令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていないか。
- ③ 顧客へ提供する情報について、社内の広告審査担当者や必要に応じて法令等担当部門等により、内容の適切性に関する審査が行われているか。また、広告の内容は、正確な情報に基づいた公正・妥当なものか。
- ④ 顧客へ提供した情報を、後日検証できるような形で保存しているか。例えば、ホームページや電子メールにより配信した内容を適切に保存しているか。

(5) 勧誘資料

- ① 顧客への勧誘に際して、どのような説明資料を使用しているか。誤解を与える説明をしていないか。
- ② 顧客に法令上交付義務が課された契約締結前交付書面を交付した場合には、交付簿との突合等により交付漏れのないことを確認しているか。
- ③ 勧誘資料の内容に虚偽又は誤解させる表示はないか。また、その内容について内部管理担当者は適切な審査を行っているか。

(6) 顧客への対応

- ① 顧客に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しているか。
- ② 事務処理ミス等の事故が生じた場合、委託者等に対しその事実を正確に告げるとともに、これを速やかに復元又は正しい取引に修正するための適切な事故処理を行い、苦情等の防止に努めているか。

2. 営業状況

① 取引実態及び過当な売買取引の把握

委託者等ごとの取引・損益を含む社内管理資料や大口顧客の資料を参考にし、委託者等の資力に照らして過当な数量や頻度の高い売買、資金の性格及び委託者等の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検証する。

- ア 外務員が顧客の資力又は資金の性格等を無視した勧誘を行っていないか。
- イ 委託者等の就業形態等からして不自然な受注となっているものはないか。
- ウ 委託者等の資力に照らして過当な数量や頻度の高い取引により売買損（値洗損）が発生している場合、委託者等の明確な指示によるものであるか。また、商品取引事故、顧客との紛争、苦情になっているものはないか。
- エ 立替金や取引証拠金等の預託不足になっているものがないか。
- オ 同一外務員が、複数委託者等から同一時刻に受注していないか。受注時刻に対し約定成立が不自然なものはないか。また、同一外務員の複数委託者等の取引において取引が同調的になっているものはないか。
- カ 受注時刻と約定時刻が逆転しているものはないか。
- キ 外務員が短期間に損失となる反対売買を勧誘して、更に他の商品に乗り換える勧誘を行っていないか。
- ク 商品先物取引業者等は、委託者等の決算操作のために、商品デリバティブ取引を利用していることを認知しているものではないか。

② 委託取引の実態の把握

委託取引における不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の点について委託取引の実情を検証する。

- ア 売買の集中している商品はないか。それについてどのような勧誘が行われているか。その勧誘資料は、どのようなものを作成しているか。
- イ 特定の商品の売買状況に特異な点はないか。作為的な価格形成がなされていないか。
- ウ 外務員の担当している委託取引のうち売買が頻繁に行われている委託者等は存在しないか。その場合売買はどの程度の割合になるのか。一任売買、無断売買、委託取引に仮装した商品先物取引業者等自身の売買等はないか。
- エ 約定訂正処理は、適正に行われているか。
- オ 委託者等の取引と外務員自身の売買の関係に問題はないか。
- カ 入出庫あるいは入出金等受渡しに不自然なものはないか。
- キ 委託者による受渡不履行が発生した場合、その発生原因を究明すると共に商品先物取引業者の対応を検証する。

③ 店頭商品デリバティブ取引の実態の把握

- ア 商品取引契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、訪問又は電話による締結の勧誘をしていないか。

イ ロスカット取引※が機能しているか。

※ ロスカット取引については9ページの(14)を参照のこと。

ウ 相場が急激に変動した場合の対応、自己勘定取引の有無、取引の顧客である相手方（以下「取引の相手方」という。）財産の分離保管状況について、取引の相手方からの要請に応じて適切に説明を行っているか。

④ 自己取引状況の把握

顧客の取引との関連も踏まえ、不適正な自己取引の有無を把握するため、以下の点について検証する。

ア 自己取引が法令等に準拠しているか。

イ 取引の相手方の利益を不当に害する自己取引を行っているものはないか（いわゆる向い玉はないか。）。

ウ 自己取引を取引の相手方に利益の提供となるような不適正な自己取引の付け替えを行っていないか。

エ 事務処理ミスとして自己に付け替えたものの中で不適正な取引を行っているものはないか。

オ 関係会社や系列・友好関係にある商品先物取引業者等を利用して不適正な取引を行っていないか。

カ 取引の相手方との利益相反を防止する観点から自己取引と委託取引を行う担当部門で情報隔離を行うなど適切な処置が取られているか。

⑤ 時価情報の提供

ア 取引開始後、取引の相手方の要請があれば、定期的かつ必要に応じて隨時、顧客のポジションの適正な時価情報等を提供しているか。

イ 時価情報について、その時価が何を表しているのかを明確にしているか。

ウ 時価情報等の顧客への提供に当たっては、例えばリスク管理部門において検証を行うなどの方策をとっているか。

3. 電子商品取引業務

(1) 顧客管理

- ① 口座開設の審査基準が適切か。また、審査は適切に行われているか。
- ② 非対面取引であることを留意した上で、顧客の取引時確認が適切に行われているか。
- ③ 本人確認書類の徴求等は適切に行われているか。
- ④ 顧客カード等の整備により、顧客の職業、投資経験、知識、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的の顧客の属性を適切に把握しているか。顧客属性に関する必要な情報を十分把握しないまま口座開設を認めていることはないか、顧客属性の異動状況を把握し、最新のデータを管理しているか。
- ⑤ 商品取引契約の締結に当たって、法令等により求められている契約締結前交付書面の交付が適切に行われているか。

(2) 安全対策

- ① 取引の安全性の確保の観点から、例えば、委託者等の暗証番号が入力されない限り発注できないシステムとするなどの対策を講じているか。
- ② 個人顧客との取引においては、委託者等が発注する際に誤入力の有無を容易に再確認できるようなシステムとしているか。例えば、「確認画面」を経ない限り、注文を発注できないシステムとするなどの対策を講じているか。
- ③ 委託者等属性及び取扱商品の性格に応じて、取引金額が過大にならないためのチェックシステムを構築しているか。例えば、売買枚数について取引上限が設けられ、これを超過した場合、事前にそれを確認できるシステムになっているか。
- ④ 利用者を不正使用から守るため、利用者自身が使用状態を確認する機能を設けるなどの措置を講じているか。
- ⑤ 顧客の契約判断の適正を確保する観点から、画面上に問合せ窓口（メールアドレス）及びその他の連絡方法を明示するとともに、提供した情報の内容について、顧客に質問をする機会を与えていているか。
- ⑥ リンクによって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。
- ⑦ 利用者に対し、取引に関する情報提供にとどまらず、他の取引形態とは異なるリスクが存在することに関して注意喚起を図っているか。また、トラブルの発生をできる限り回避する観点から、システムダウンが生じた場合の責任分担のあり方（免責事項を含む）を定め、取引開始に先立って利用者に明確な情報を提供しているか。
- ⑧ システムのダウン又は不具合に備え、インターネット以外の媒体による連絡方法を利用者に周知しているか。その場合、取引が行われている画面に表示されているか。

4. 分離保管等業務

(1) 顧客財産の分離保管等の措置

商品先物取引業者は、商品先物取引業により生じた債務の弁済を確保するため、商品先物取引業に係る取引に関して委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物の価額に相当する財産を分離保管等措置しているか。

(2) 商品市場における取引に関する委託者財産の保全措置

- ① 分離保管等を行うべき財産が適正に算出されているか。
委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物から規則で定めるものを控除した価額に相当する

財産となっているか。

- ② 商品市場における取引に関する委託者財産については、次のとおり分離保管等措置をしているか。

分離保管等措置のため、次のア～エのうち 1 以上について措置しているか。

ア 信託契約

イ 委託者保護基金への預託契約

ウ 保証委託契約

エ 代位弁済委託契約

- ③ 信託契約は、規則第 98 条の規定に基づく法定要件及び委託者保護基金業務規程に定める要件を満たしているか。

- ④ 上記②の契約の締結、変更したときに遅滞なく契約書の写しを主務大臣に提出（変更したときの当該信託会社又は信託業務を営む金融機関が発行する残高証明書の添付を含む。）しているか。

- ⑤ 上記②の契約の締結を解除しようとするときは、その 30 日前にその旨を主務大臣に届け出ているか。

- ⑥ 有価証券を基金に預託し、又は規則第 98 条第 4 項の各号に掲げる金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合に、委託者の同意を得ているか。

⑦ 信託契約について

ア 受益者代理人は、規則第 98 条第 1 項第 1 号ロ、ハに定める者であるか。

イ 複数の信託契約を締結する場合は、それらの契約に係る受益者代理人が同一人とされているか。

- ⑧ 自社の商号・代表者・住所・届出印鑑及び信託管理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更のあるときは、当該契約の定めに基づき所定の手続が取られているか。

- ⑨ 分離保管弁済契約が業務規程に基づき適正に締結されているか。

- ⑩ 委託者保護基金と締結している分離保管弁済契約並びに基金代位弁済委託契約における担保の設定内容及び担保設定同意と主務大臣に提出している報告書類に記載されている内容が一致しているか。

- ⑪ 委託者保護基金に預託された有価証券の価額は、時価による算定となっているか。

- ⑫ 保証委託契約について、担保設定が委託者保護基金に提出している報告書類に正確に記載されているか。

(3) 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する委託者等財産の保全措置

- ① 分離保管を行うべき財産が適正に算定されているか。

委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物から規則で定めるものを控除した価額に相当する財産となっているか。

- ② 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する委託者等財産に

については、次のとおり分離保管の措置をしているか。

- ア 個人委託者等に対して信託契約を措置しているか。
- イ 個人委託者等以外の委託者等に対して、次のa～dの措置を講じているか。
 - a 銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金等
 - b 信託契約の締結
 - c 店頭商品デリバティブ取引を行う場合、カバー取引相手方等への当該カバー取引に係る金銭、有価証券その他の物の預託
 - d 他の商品先物取引業者等を媒介等相手方として店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合は、当該他の商品先物取引業者等への当該店頭デリバティブ取引に係る金銭、有価証券その他の物への預託
- ③ 特定信託の措置を講ずる場合には、個別特定信託必要額及び特定信託必要額を毎日算定しているか。
- ④ 個人預託者等以外の委託者等に係るカバー取引相手方等又は媒介等相手方への預託措置を講ずる場合は、当該商品先物取引業者等は、他の商品先物取引業者等に預託した金銭、有価証券その他の物について、定期的にその価額の確認を行っているか。

5. 内部管理

(1) 法令上の手続等

- ① 外務員未登録者の外務行為の禁止を徹底し、登録前の勧誘及び受託行為等を防止する方策を講じているか。
- ② 外務員の登録、変更又は抹消の手続は、法令等に基づき適切に行われているか。
- ③ 業務に関する帳簿等の作成、保存又は提出は、法令等に基づき適切に行われているか。
- ④ 法令に規定する認可又は届出等の手続は適切に行われているか。
- ⑤ 委託者等の勧誘から受託まで取引履歴及び入出金の状況についての法令等で規定された帳簿類は適切に管理されているか。

(2) 不公正取引等

- ① 不公正取引等の防止のための確認は適切に行っているか。
- ② 委託者の売買商品、取引方法・形態等の売買動向を把握するために策定した具体的な取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより委託者の売買動機等の的確な把握を行っているか。
- ③ 取引管理部門は、委託者の取引の公正を確保するため、個別の上場商品構成品の各限月等について、騰落率、委託者の市場関与率及び引け値関与等を勘案した具体的な抽出基準により、適正な抽出を行っているか。
- ④ 取引管理部門は、抽出した上場商品構成品の限月について不公正取引等を排除するため委託者に対し照会、注意喚起又は取引の停止等を講ずる等適切な対

応を行っているか。

(3) 約定訂正等

- ① 約定訂正処理は、適正に行われているか。
- ② 事務処理ミス等として自己に付け替えたものの中で問題となるものはないか。
- ③ 事務処理ミス等による約定訂正処理は訂正理由を明確にした上で適切に行われ、その内容を後日確認できるよう保存しているか。
- ④ 商品取引事故、顧客との紛争又は約定訂正等の発生状況はどうか。特定部署、営業所又は事務所若しくは扱者に偏って発生していることはないか。
- ⑤ 訴訟又は調停の発生状況及び処理状況については、法令に基づき主務大臣への報告書の提出を行っているか。また、社内的にも適切な処理をしているか。
- ⑥ 内部管理担当者は、取引の修正・取消し等について、社内ルールに沿った適切な処理が行われているかを確認しているか。

(4) 事務処理の適切性

- ① 商品先物取引業に係る事務部門において、各取引の処理等について規程・マニュアル等に従った取扱いを行っているか。例えば、
 - ア 自社における取引記録については、取引相手から入手した約定データと照合し、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、あらかじめ定められた方法に基づき修正しているか。
 - イ 取引内容を記載した書面は、すべての取引について正確に作成し、取引先に交付しているか。
 - ウ 委託者等からの注文の受注、取引結了、証拠金の返還の手続は、内部管理担当者等による監視の下、適切に行われているか。
 - エ 預金や保管を委託している有価証券については、第三者機関との照合を適切に実施しているか。
- ② 内部管理担当者は、営業部門等における日々の取引内容等が正確に記録されているかについて適切に検証しているか（例えば、現金・有価証券等の残高確認、注文伝票や契約書の記載事項の確認等。）。
- ③ 内部管理担当者は、取引内容等に係る日々の検証に際し、特に規定外の取扱いが行われた取引等に関し、その理由や経緯、処理方法等について十分な調査・検証を行い、正確な記録を残しているか。
- ④ 内部管理担当者は、口座開設の際の取引時確認の状況、書類証票等の取扱い、重要書類の管理、約定訂正等の記録、手形・小切手及び送金等の取扱い、取引報告書の作成・交付状況等について適切に検証しているか。
- ⑤ 委託者等から徴収した確認書、証拠金差換同意書等における個人情報の目的外利用について、適切な管理を行っているか。
- ⑥ 取引執行部門の管理者は、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、一定規模を超える注文については、注文の内容の確認を行

う等、管理者としての責務を適切に果たしているか。

- (7) 反社会的勢力との取引は厳に慎むとともに、既存の委託者等が反社会的勢力であることが判明した場合には、可及的速やかに取引関係を解消しているか。
- (8) 委託者等の計算において自己が占有する有価証券又は顧客から預託を受けた有価証券を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合は、顧客の書面による同意を得ているか。

(5) 広告審査

- (1) 広告の審査を行う担当者（広告審査担当者）を定めているか。また、営業部門単位又は従業員限りで広告を行う場合にも、広告審査担当者がチェックしているか。
- (2) 広告宣伝については、その他の類似行為が法令に従って行われていることを検証するとともに、法令に抵触するおそれがある場合には事前に広告審査担当者等に照会しているか。

(6) 商品先物取引仲介業者の監督

- (1) 商品先物取引仲介業者に対して求める勧誘に当たっての具体的取扱方法を、商品先物取引仲介業者に周知し、徹底しているか。
- (2) 商品先物取引仲介業者に対して求める顧客情報の取扱基準を、商品先物取引仲介業者に周知し、徹底しているか。
- (3) 内部管理部門は、商品先物取引仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理状況を把握し、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか検証しているか。
- (4) 内部管理担当者等は、商品先物取引仲介業者による勧誘実態を把握するため、必要に応じて顧客と直接面談等を行う等その実態把握に努め、適切な措置を講じているか。

6. 財産・経理

(1) 純資産額の算出に関する検査の方法

検査官は、純資産額の算出に当たり、検査基準日における財務書類等に商品先物取引業者が計上している資産・負債並びに損益について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に計上されたものであるかどうか検証し、計上漏れの資産・負債勘定はないか、簿外の勘定がないかなどに留意した上で、資産・負債評価査定等の方法により、計算時点における実態を反映した財務計数を確定し、純資産額を算出するものとする。

(1) 科目補正

貸借対照表及び損益計算書の各勘定科目について検証を行い、経理誤りゅうの是正、両建相殺処理の補正等の商品先物取引業者の経理を正当に修正するも

のを科目補正として処理する。

科目補正後の各勘定科目的計数により算出した純額を「純資産額（基準額）」とする。

② 純資産額の算出

評価査定及びその他補正の処理を行った後にその結果を「純資産額（基準額）」に加減調整を行うことにより、「純資産額（査定額）」を確定させる。

純資産額の算出に当たって、会社法、一般に公正妥当と認められる会計基準等に基づいて、財務書類等において適正な経理処理が行われているか確認し、適正な経理処理に基づくものでない場合には所要の修正を行う。

③ 評価査定

資産・負債の評価査定による金銭債権の分類、有価証券の評価査定及びその他資産の評価査定を行い、資産性のないことが明らかであるもの及び諸条件から総合的に判断して資産性が極度に乏しいものを確定し、純資産額から控除する。その他補正の確定処理を行う。

貸借対照表及び損益計算書の各勘定科目について検証を行い、資産あるいは負債が増加又は減少することにより純資産額が増減するものは、その他補正として処理を行う。

④ 金銭債権

未収金及び貸付金等の金銭債権については、収集可能な資料・情報を基に、顧客の財政状態及び経営成績等に応じて債権区分を行い、金銭債権から控除する貸倒引当金については、将来の損失額を合理的に見積り計上しているか。

具体的には、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）等に従い一般債権、貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分し、各債権区分に応じた引当方法により貸倒引当金を算出し、金銭債権を評価する。

委託者等未収金については、委託者等の資力、返済状況及び返済意思等を勘案し、個別に取立不能見込額を合理的に算出する。係争中であることや少額の返済があることなどを理由に、貸倒引当金の対象外とすることは適当ではない。

連結対象子会社等に対する債権等については、貸借対照表上の純資産額によることなく保有資産の含み損益も加味した実質的な純資産額をもって判断することとし、資産状態が悪化し、当該債権等について回収不能のおそれがある場合には回収不能と見込まれる額を適正な判断により算出しているか。

⑤ 有価証券等

有価証券については、「金融商品に関する会計基準」等に従って、売買目的の有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他の有価証券に区分し、それぞれの区分に応じて評価額及び評価差額等を算定しているか。

ア 売買目的有価証券

時価をもって評価額とする。評価差額は当期の損益として処理する。

イ 満期保有目的の債券

取得原価をもって評価額とする。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価額とする。

ウ 子会社株式及び関連会社株式

取得原価をもって評価額とする。

エ その他有価証券

時価をもって評価額とする。評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

a 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。

b 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、純資産の部に計上される評価差額については、税効果会計を適用し、純資産の部において他の剰余金と区分する。

オ 時価のない有価証券

a 債券の評価額は、債権の評価額に準じ、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された評価額とする。

b 債券以外の有価証券は、取得原価をもって評価額とする。

カ 時価が著しく下落した場合

売買目的有価証券以外の有価証券(子会社株式及び関連会社株式を含む。)のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって評価額とし、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」という。)する。なお、その他有価証券については、減損処理の基礎となった時価により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正し、以後、当該修正後の取得原価と毎期末の時価とを比較して評価差額を算定することになる。

時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には「著しく下落した」ときに該当する。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行う。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式(子会社株式及び関連会社株式を含む。)については当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する(減損処理)なお、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。

時価を把握することが極めて困難と認められる債券については、債権の評価額に準じるため、当該債券については、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて減損額を算定する。

キ デリバティブ取引

商品デリバティブ取引を含むデリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、原則として時価をもって評価額とし、評価差額は、ヘッジ会計適用による損益の繰延べが認められる場合を除き、当期の損益としているか。

取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務については、計算を行う日における当該取引所の最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出された価額を評価額とする。

取引所の相場がない非上場デリバティブ取引については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価額とする。

(注) 商品デリバティブ取引の会計処理については、商品先物取引業統一経理基準を参照のこと。

⑥ 前払金、前払費用

検査基準日において既経過期間に対応する費用化されるべき金額については、純資産額から控除しているか。

⑦ 未収入金、未収収益

資産性を勘案し、価値の毀損の危険性又は回収の危険性の度合いに応じて、評価しているか。

⑧ その他の流動資産

ア 商品

通常の販売目的で保有する商品とトレーディング目的で保有する商品とに区分し、それぞれの区分に応じた評価基準によって評価額を算定しているか。

a 通常の販売目的で保有する商品

取得原価をもって評価額とし、検査基準日における正味売却価額（売価から見積販売直接費を控除したもの）が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって評価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しているか。

b トレーディング目的で保有する商品

市場価格に基づく価額をもって評価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理しているか。

イ その他の流動資産

原則として帳簿価額をもって評価額としているか。

ただし、当該流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であって、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合は、当該時価をもつて評価額とし、その差額を純資産額から控除しているか。

⑨ 固定資産（上記のものは除く。）

有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産（金融資産、繰延税金資産、長期前払利息等を除く。）は、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合等は、「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき、

減損処理を行う。

⑩ 繰延資産

原則として帳簿価額をもって評価額とする。

ただし、当該繰延資産について、償却不足がある場合、当該償却不足額を控除した額をもって評価額とし、当該償却不足額を純資産額から控除しているか。

⑪ 準備金

ア 商品取引責任準備金

法令に基づき算出しているか。

イ その他の準備金

一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。

⑫ 引当金（貸倒引当金を除く。）

一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。

(2) 純資産額の算出方法

純資産額は、資産及び負債について、資産・負債の評価査定等により評価した後、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（次に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除して計算する。

① 商品取引責任準備金

② 他に営んでいる事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金

7 . 純資産額規制比率等

(1) 基本的項目

- ① 資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の算出に必要となる勘定科目が、会計帳簿及び主要勘定残高表と一致しているか。
- ② 時価算定の客觀性を確保するため、社内規程等に基づいて「時価算定マニュアル」を定め、これに基づき適正な時価評価を行っているか。また、制度改正、評価手法の開発等により算定方法の変更の必要が生じた場合には、社内規程等に基づいて速やかにマニュアルを改正しているか。

(2) 補完的項目

- ① 商品取引責任準備金及び一般貸倒引当金等は、適正に計算され業務に関する帳簿等と一致しているか。
- ② 短期劣後債務又は長期劣後債務の算入に当たっては主務大臣等に届け出を行っており、その契約書に純資産額規制比率が120%を下回ることとなるときは短期劣後債務については元利金、長期劣後債務については利金の支払を行

わない旨の特約等が明示されているか。

(3) リスク相当額

リスク相当額の算出に当たっては、主務大臣が定めるところにより、適切に算出しているか。

(4) 純資産額規制比率の算出及び把握

純資産額規制比率を管理する者は、毎営業日、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を適切に算出するとともに、取締役等に対して適切に報告しているか。

ただし、営業日ごとに、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第2項の規定に基づき同条第1項第1号に規定する市場リスク相当額及び同項第2号に規定する取引先リスク相当額を把握している金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）である商品先物取引業者については、この限りでない。

(5) 純資産額規制比率の報告

毎月末の純資産額規制比率の届出は、規則第100条第1項又は第2項の規定に基づき行っているか。なお、純資産額規制比率が140%を下回った場合等は、直ちに、その旨を主務大臣へ届け出るとともに、かつ、営業日ごとに、規則に定める届出書を作成し、遅滞なく、主務大臣へ届け出ているか。また、140%以上に回復した場合も主務大臣に届け出ているか。

(6) 純資産額の基準額に対する比率の算出及び把握

確定した純資産額が委託者の保護のために必要な額として規則で定める額（規則第81条により1億円）を下回っていないか。

(7) 負債比率の算出及び把握

負債の合計金額の確定した純資産額に対する比率が規則で定める率（規則第123条により50倍）を超えていないか。

(8) 流動比率の算出及び把握

流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率（規則第123条により1倍）を下っていないか。